

竹島関係資料集 vol.1

竹島に対する平穏かつ継続的な行政権等の行使



この資料集について	1
1 - 竹島をめぐる出来事と資料集の位置付け	2
2 - 資料説明	3
3 - 収録資料(No.1-22)	13

この資料集について

作成目的

平成26年度から、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託により、竹島に関する資料調査が行われてきた。委託業務により収集されてきた資料は、同室が設置している「竹島研究・解説サイト」内の、「竹島資料ポータルサイト」に掲載され、また、資料調査報告書が公表されている。

「竹島資料ポータルサイト」は、竹島に関する資料を個別に紹介するもので、資料画像(PDFファイル)と資料概要、内容見本(関連部分の抜粋)や属性情報が表示されている。

一方、資料調査報告書は、平成31年度版として総括報告書が作成され、収集した資料のうち代表的なものを時代区分を設定して紹介している。報告書には、テーマに応じた解説と資料の紹介があるが、資料そのものについて紹介するものではない(そのため、資料画像が完全に見られない場合がある)。

そこで、調査研究や竹島についての理解促進に資することを目的に、また、資料調査の成果活用の観点からも、テーマごとに関連する資料を収録し、解説がともなった形で資料画像全体または竹島に直接関係する部分を見ることができるよう作成したものがこの資料集である。

資料集の作成にあたっては、資料調査について助言を受けるために設置している、研究委員会(右にメンバー)の監修を受けた。委員各位に厚く御礼申し上げる。

また、この資料集に収録している資料は、それぞれ所蔵機関または所有者の許諾を得て掲載している。開示にあたってご協力いただいた関係機関、各氏に深謝する。

資料収録方針

当該資料が長大ではない場合には全部を収録し、ページ数が多数に及ぶ場合には特に竹島に関する部分のみを収録した。資料画像は文字が読める大きさと掲載し、竹島に関する部分(場合によってはその前後)のテキストを「内容見本」としてタイプした。

テキストのタイプにあたっては、旧字は基本的に新字に置き換え(島根縣→島根県など)、判読が困難な文字は■とし、明らかな誤字や誤記をそのままタイプしている部分には「(ママ)」を入れた。省略部分には「(略)」を入れている。

研究委員会委員

※座長以下五十音順

委員 高井 晋 (座長)

一般社団法人日本安全保障戦略研究所 理事長

委員 塚本 孝

元東海大学法学部 教授

委員 永島 広紀

九州大学韓国研究センター 教授

委員 中野 徹也

関西大学法学部 教授

1 - 竹島をめぐる出来事と資料集の位置付け

(1) 竹島をめぐる出来事と時代区分の設定

江戸時代、米子の町人(大谷家、村川家)が幕府の許可を得て鬱陵島に渡航し、その途次、竹島において漁猟に従事した。鬱陵島への渡航は、1618年(元和4年)に始まり(1625年との説もある)、1696年(元禄9年)、いわゆる元禄竹島一件によって終わりを迎えるが、明治期に入り再び竹島の利用が活発となり、1905年、日本政府は閣議決定により竹島を島根県に編入し、隠岐島司の所管とした。その後、島根県は漁業取締規則を改正し、竹島におけるアシカ漁を県知事の許可漁業とし、適格者を選定して鑑札を与え官有地使用料を徴収するなど、日本は竹島に対して行政権等を行使し、それは、第二次世界大戦終結まで平穏かつ継続的に行われた。

戦後、サンフランシスコ平和条約により竹島は日本の領土としての地位に変動のないことが確認され、同条約の発効によって日本の竹島に対する行政権等の行使が再開した。しかしながら、1952年(昭和27年)1月、韓国の李承晩大統領が「海洋主権宣言」を発し、公海上にいわゆる「李承晩ライン」を設定してその内側に竹島を取り込み、1954年(昭和29年)以降、竹島を実力で占拠し、現在も不法占拠を続けている。

竹島研究・解説サイトでは、江戸時代を「時代区分I」、明治以降、第二次世界対戦終結までを「時代区分II」、戦後、サンフランシスコ平和条約発効あたりまでを「時代区分III」、韓国による竹島の不法占拠が顕在化していく時期を「時代区分IV」としている(次頁に時代区分と竹島をめぐる主な出来事)。

(2) 資料集の位置付け

この『竹島関係資料集1vol.1 竹島に対する平穏かつ継続的な行政権等の行使』は、まず、1905年(明治38年)の、竹島を島根県に編入する閣議決定に至る経過を示す資料を収録している。次いで、所管、登記、許認可、徴税などを通じて、日本が竹島に平穏かつ継続的に行政権等を行使してきたことを示す資料を収録している。この資料集の位置付けを概括すると下記となる。

資料集の位置付け

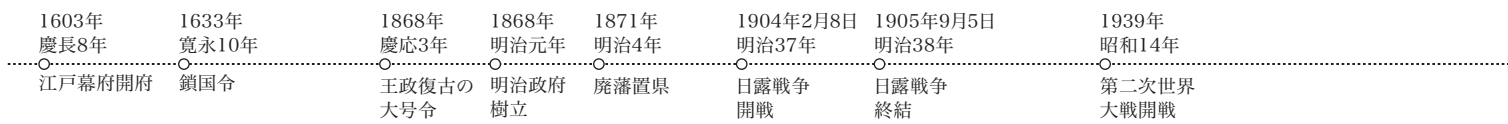
1905年(明治38年)に閣議決定により竹島が島根県に編入され、県下にそれが告示された経緯と、日本が竹島に対して平穏かつ継続的に行政権等を行使してきたことがわかる。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島をめぐる動き



	江戸時代	1900年(明治33年)	1905年(明治38年)
中央	<p>1618年(1625年) 幕府が大谷村川両家に鬱陵島への渡海を許可</p> <p>1696年 幕府が鬱陵島への渡海を禁止</p>	<p>1905年1月28日 竹島の名称を定め、島根県に編入し、隠岐島司の所管とすることを閣議決定</p>	<p>1939年6月6日 大阪鉱山監督局が竹島の燐鉱試掘権を申請者に許可</p>
地方	<p>1693年 鬱陵島をめぐる日朝が交渉</p> <p>1836年 竹島への渡海を名目に鬱陵島に渡海した者が死罪になる事件が発生</p>	<p>1905年2月22日 島根県知事が竹島の名称と所管を告示</p> <p>1905年5月 島根県が竹島を官有地台帳に登録</p>	<p>1905年6月5日 島根県が中井養三郎ほか3名にアシカ漁業を許可。鑑札1枚交付</p> <p>1906年- アシカ漁業者に官有地使用を許可し、使用料を徴収</p>
官民の関係	<p>大谷家、村川家は竹島における事業について老中の内諾を得る</p>	<p>1904年9月29日 中井養三郎が竹島の貸下げを願い出る</p>	<p>1906年- アシカ漁業者が官有地使用願いを島根県に提出(概ね5年ごとに継続)</p>
竹島の産業利用	<p>鬱陵島で伐木や漁猟が行われるようになり、竹島も利用されるようになる</p> <p>1693年 大谷家が鬱陵島で遭遇した朝鮮人2名を連れ帰る</p> <p>竹島へも幕府公認の下で渡海アシカ漁、アワビの採捕等が行われる</p>	<p>1904年 竹島でのアシカ漁が進む(競争状態になる)</p> <p>竹島で複数の事業者によりアシカ漁等が行われる</p>	<p>1905年 中井養三郎らが竹島漁猟合資会社を設立(登記)</p> <p>島根県の許可の下、竹島でアシカ漁、海藻や貝類の採捕等が行われる</p>
諸外国の動き	<p>1849年 フランスの捕鯨船が竹島を「発見」。西洋でリアンクール岩と呼ばれるようになる</p>	竹島関係資料集vol.1	



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

時代区分Ⅲ

連合国による竹島の扱い

時代区分Ⅳ

韓国による不法占拠と我が国の抗議

1945年(昭和20年)

1953年頃～

日本での動き

1945年8月

ポツダム宣言受諾

日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国と「吾等(連合国)の決定する諸小島」に局限される

1945年9月2日

降伏文書調印

日本船舶の移動禁止(SCAPIN-1)

1945年10月2日

GHQ設置

1947年9月/1951年7月

竹島を極東空軍の爆撃訓練区域として指定

1952年1月

日韓政府間で竹島をめぐる領有権紛争が顕在化

1951年7月

竹島を爆撃演習場に再度指定

各種の制限

占領下において、漁船を含む船舶の移動が大きく制限されるとともに、日本政府が行政権等を行使できる領域が、本州、北海道、九州、四国の他、一部の島嶼に限定され、竹島を含めた領域が除外された(SCAPIN-677等)

各種制限の解除

サンフランシスコ平和条約発効により、占領下における各種制限も解除。ただし、竹島は日米安保条約に基づき爆撃訓練区域に再び指定され(1952年7月)、約8か月後に解除(1953年3月)

1953年7月12日-

巡視船への銃撃等事件発生

韓国人が不法上陸していた竹島から、海上保安庁の巡視船が銃撃や砲撃を受ける事件が複数回発生

1954年9月25日

日本政府が国際司法裁判所への付託を韓国に提案

以後、1962年、2012年8月に提案。韓国はいずれも拒否

連合国の動き、認識

1951年3月-

サンフランシスコ平和条約の草案作成が本格的に進む

1951年8月10日

米国は韓国の要求を拒否

※いわゆる「ラスク書簡」

1951年9月8日

サンフランシスコ平和条約調印

1952年4月28日

サンフランシスコ平和条約発効

条約草案作成に参画した国は竹島が日本の領土であるとの認識を共有

韓国の「海洋主権宣言」に対して日本、各国が抗議

米国、英国はサンフランシスコ平和条約で竹島が日本に残されたとの認識

資料例：在京英国大使館の報告(1953年) ヴァン・フリート特命大使報告書(1954年)

韓国の動き

1951年7月19日

平和条約草案に対し要求

韓国政府は、日本が朝鮮の一部として放棄する島嶼に竹島(Dokdo)を追加することを米国に要求。

1952年1月18日

韓国による「海洋主権宣言」

いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、同ライン内に竹島を取り込む。日本の他米英等各国は、同宣言に対して公海自由の原則に反するものである旨批判するとともに、日本は、韓国の竹島に関する要求に強く抗議。(1952年1月28日)

1954年6月11日

韓国が海洋警察隊を竹島に派遣

以降、竹島が韓国に不法占拠される。

1945年8月

昭和20年

ポツダム宣言受諾
:終戦

1950年6月

昭和25年

朝鮮戦争勃発

1951年9月

昭和26年

サンフランシスコ
平和条約

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

2 資料説明

(1) 平穏かつ継続的な行政権等の行使

日本政府は、1905年(明治38年)1月28日、隠岐島の西北85哩にある無人島の名称を竹島とし、島根県に編入して隠岐島司の所管とすることを閣議決定した。島根県はそれを県下に告示し、官有地台帳に竹島を記載した。そして、竹島におけるアシカ漁業を県知事の許可漁業とし、特定の漁業者にそれを許可した。竹島におけるアシカ漁業の主体は、漁業者が組織した竹島漁業合資会社で、この会社は法人として登記された。

以降、竹島に関する漁業規則は改定が加えられ、アシカ漁業には県税が賦課された。また、竹島においてアシカ漁業を許可された者は、島根県に官有地の貸下げ願いを継続的に提出して使用許可を受け、借料を納付した。

このように、島根県への編入以降、行政機関が法令を適用して竹島を管理し、そのもとで民間人が経済活動を行ってきた。すなわち、日本は竹島に対して平穏かつ継続的に行政権等を行ってきた(※1)。

戦後、連合国軍総司令部(SCAPIN)の指令により行政権等の行使を停止する範囲に竹島が含まれ、一時的に日本人の竹島への接近が禁止され行政権等の行使が中断するが、サンフランシスコ平和条約の発効に伴って再開するところとなった(※2)。

この資料集に収録した資料は、1905年の閣議決定に関する資料をはじめ、平穏かつ継続的に行政権等を行ってきたことの証左である。資料の内容としては、竹島の所轄、登記、課税、産業取締、許認可等に関するものである。

(2) 島根県編入に至る経緯

古くから知られていた竹島

竹島は、日本では古くから知られる存在であり、江戸時代には主に松島の名で呼ばれた。1849年にフランスの捕鯨船(リアンクール号)が竹島に「リアンクール岩」と名前をつけたこともあって、竹島は、明治に入って、りゃんこ、ランコなどの地元呼称でも呼ばれていた。

1903年(明治36年)の頃には、竹島におけるアシカ漁が活発になり、同年5月、隠岐島で事業を営んでいた中井養三郎(※3)は、竹島におけるアシカ漁が事業として有望であると考え、竹島に10数名を派遣し(※4)、翌年4月にも中井は、橋岡友次郎らと竹島に渡航してアシカ漁を行っている(※5)。

しかし同じ時期、石橋松太郎、井口龍太、加藤重蔵らも竹島でアシカ漁を行っており、いわば乱獲状態となっていた。

中井養三郎が竹島の貸下願いを政府に提出

乱獲状態を懸念した中井は、1904年(明治37年)9月、政府に竹島において管理されたアシカ漁を実現する必要性を訴え、竹島を10年間貸与するよう願ひ出た。

中井は、貸下の願書に、竹島におけるアシカの上陸場所や、漁舎、着船場等の場所を示す略図のほか補足説明書を添付し、アシカが乱獲されている現状とその影響を説明するとともに、資源保護とアシカ漁業管理のための施策を提案している。また、願書末尾の付図では、アシカの上陸場所を赤で、16の保護区域に分割する境界線を点線で示している(下図)。



中井養三郎が提出した竹島の貸下願いの附図(控え)
所蔵: 島根県公文書センター

※1 竹島研究・解説サイトコラム「領土と認められるために必要なこと」参照

※2 竹島研究・解説サイト「時代別テーマ解説III」参照

※3 1864年(元治元年)、鳥取県東伯郡小鴨村生まれ。九州、山陰、北陸等各地に滞在、ロシア(ウラジオストック)、朝鮮等に渡航し、ナマコ・アワビ漁などの水産事業の開発に従事。隠岐水産組合から漁業試験事業の委託も受けた。

※4 奥原碧雲「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」(島根県竹島資料室所蔵)

※5 「収第906号」『竹島貸下・海驢漁業書類』(島根県公文書センター所蔵)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

(3) 竹島の島根県編入

中井の出願を受けた政府は、島根県からの意見聴取を行った上で、1905年(明治38年)1月28日、島の名前を「竹島」と定め、島根県の所属とし、隠岐島司(次頁囲み参照)の所管とすることを閣議決定した(→No.1)。

が島根県知事に対して竹島の名称と竹島が島根県所属隠岐島司の所管となったことを告示するように訓令(指示)し(→No.3)、同年2月22日、島根県知事は隠岐島庁に対し竹島の名称、所属と隠岐島司の所管とすることを訓令した(→No.4)。また、島根県知事はそれを県下に告示した(→No.5)。

No.1

竹島を島根県に編入する閣議決定

[隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス]



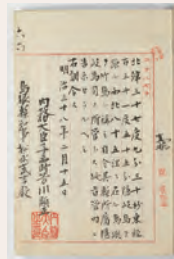
北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85哩にある無人島を竹島と名付け、島根県隠岐島司の所管とすることを閣議決定した文書。

1905年(明治38年)1月28日
所蔵: 国立公文書館

→ p.15

No.3

内務大臣が島根県知事に竹島の島根県編入について告示するよう指示する訓令



訓令第87号

閣議決定(→No.1)を受け、内務大臣が島根県知事に対し竹島の名称、島根県所属、隠岐島司の所管となったことを告示するよう指示した訓令。

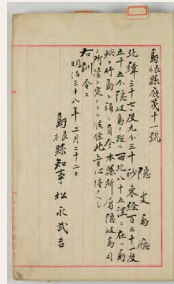
1905年(明治38年)2月15日
所蔵: 島根県公文書センター

→ p.21

閣議決定の件名や事務処理について内閣書記官室が編纂した『件名録』(→No.2)には、この閣議決定の件名や事務処理に係る記録が残されており、1905年1月10日に内閣書記官室が内務省から閣議の請議書を接受し、それが1月11日に内閣法制局に回付され、閣議決定の後、2月2日に内閣法制局から内閣書記官室に裁可(天皇の承認)の通知があったことなど一連の経緯がわかる。

No.4

島根県知事から竹島の行政事務を行う隠岐島庁への訓令



島根県庶第11号

内務大臣からの訓令(→No.3)を受け、島根県知事が隠岐島庁に対し、竹島について訓令したもの(写し)。

1905年(明治38年)2月22日
所蔵: 島根県公文書センター

→ p.23

No.2

閣議決定の件名録

『件名録』所収「無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五哩)所属ニ関スル件」



竹島を島根県に編入する閣議決定(→No.1)の件名が登録された件名録。閣議決定前後の手続きの流れが分かる文書。

1905年(明治38年)
所蔵: 国立公文書館

→ p.19

閣議決定前後の経緯は次頁の図に整理するとおりである。竹島を島根県に編入する閣議決定の後、同年2月15日、内務大臣

No.5

島根県知事による竹島の島根県編入の告示



内務大臣の訓令(→No.3)に基づき、島根県知事が行った竹島の島根県編入についての告示。

1905年(明治38年)2月22日
所蔵: 島根県公文書センター

→ p.25

竹島の島根県への編入経緯と所管

1904年9月29日

隠岐在住の中井養三郎が竹島の貸下願いを政府に提出

中井養三郎が、隠岐列島の北西に位置する「リヤンコ」島と称する無人島(竹島のこと)におけるアシカ漁業の保全及び資源保護のために、同島を貸下げてほしいと政府に願ひ出る。



政府内で貸下願いについて検討

内務省から、島根県に対し意見照会(1904年10月15日)。

島根県から隠岐島庁に対し、「リヤンコ」島(竹島)を隠岐島司の所管とすること、また、同島の名称について意見照会(1904年11月15日)。これに対し、隠岐島庁から、所管について了承し、島名は、元来松竹両島があると伝えられ鬱陵島が竹島とされてきたが、鬱陵島は松島であることが海図上明らかなので「竹島」が適当であると回答(1904年11月30日)(※4)。

閣議決定に向けて手続き開始(1905年1月10日)

中井養三郎が貸下を願ひ出た「リヤンコ」島を竹島と名付け、島根県隠岐島司の所管とすることを閣議に諮るための文書「無人島所属ニ関スル件」を内務大臣が内閣総理大臣に提出(※5)。

閣議決定(1905年1月28日)

「竹島」の名称を定め、島根県所属、隠岐島司の所管とすることを決定。



1905年2月15日

内務大臣が島根県知事に対して指示



閣議決定を受け、内務大臣が島根県知事に対して、竹島の名称と、竹島が島根県所属隠岐島司の所管となったことを告示するように指示。



1905年2月22日

島根県知事から隠岐島庁に対する訓令



1905年2月22日

島根県知事が県下に竹島の島根県編入を告示



島根県知事は、隠岐島庁に対して、竹島の名称、所属と隠岐島司の所管とすることを訓令(指示)した。島根県知事は、竹島の位置、所属、名称、所管について県下に告示した。

隠岐島庁(長は隠岐島司)について

戦前の地方制度の一つで、県知事の下で管轄区域の行政事務を所掌する機関。1888年(明治21年)閣令第3号により、島根県管下隠岐国に島司を置くとされ、同年島根県令第51号により島庁が設置された。その後、1890年(明治23年)勅令225号により島庁は閣令よりも高い勅令によって設置し直すことが規定された。

さらに、1909年(明治42年)勅令54号により、隠岐島が正式に島庁をおく島地に指定された。(隠岐島庁の管轄区域に竹島が明記された。)

隠岐島庁は、1926年(大正15年)勅令147号地方官官制改正により廃止され、代わりに島根県隠岐支庁が設置された。

※4 「乙庶第152号」『竹嶋』(島根県公文書センター所蔵)

※5 「三七秘乙第三三七号ノ内 無人島所属ニ関スル件」『公文類聚』(国立公文書館所蔵)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

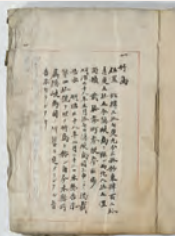
(4) 行政権等の行使

竹島が島根県所属になった後、同県により種々の行政権等が行使されていく。

①竹島の所轄

島根県の指示(※6)により隠岐島庁が竹島の面積を調査し、略図を添付し報告した(※7)。島根県はその内容を官有地台帳に記載し(→No.6)、面積は式拾参町参段参歩と記載された。

No.6 竹島が登録された島根県の官有地台帳 竹島官有地台帳



隠岐国の官有地として竹島が登録された島根県の官有地台帳。島根県地理係作成。

1905年(明治38年)5月17日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.27

上記の閣議決定によって、竹島は隠岐島司の所管とされたが、このことは1909年(明治42年)に勅令54号によって島庁を置く島地が指定された際に、隠岐島庁の管轄区域として竹島が記載されていることによっても確認される(→No.7)。

No.7 隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に改めて指定した勅令



明治42年勅令54号
1909年(明治42年)に、隠岐島を島庁を置く島地に指定するとともに、竹島を隠岐島とともに改めて隠岐島庁の管轄区域に指定する勅令。

1909年(明治42年)3月29日
所蔵:国立公文書館

→ p.31

- ※6 「甲土第4号(竹島面積之件上申書)」『竹嶋』(島根県公文書センター所蔵)
- ※7 「島根県地第90号」『竹嶋』(島根県公文書センター所蔵)
- ※8 アシカ漁の許可を願い出た者については、それまでの実績や就業の見込みについて調査を行い、隠岐島庁に意見照会した上で許可対象者を決定した。

②登記

島根県は、竹島におけるアシカ漁業を県知事の許可漁業とし、中井養三郎ほか3名に許可した。中井養三郎は、自身を代表社員とする竹島漁獵合資会社を橋岡忠重らと設立し、1905年6月6日、同社は法人として登記された(→No.8)。

No.8 竹島漁獵合資会社登記の公告 官報(第6586号)



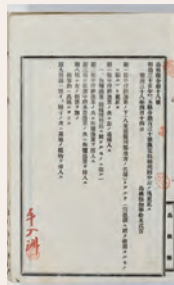
1905年(明治38年)に設立された、中井養三郎を代表社員とする竹島漁獵合資会社の登記の公告(官報)。

1905年(明治38年)6月6日(登記)
1905年(明治38年)6月15日(官報)
所蔵:国立国会図書館
(デジタルコレクション) → p.37

③産業取締、許認可

1905年(明治38年)4月14日、漁業取締規則(1902年島根県令第130号)を改正し、竹島におけるアシカ漁業を許可漁業とし(→No.9)、中井養三郎ほか3名に竹島におけるアシカ漁業を許可し(※8)、それを証明する鑑札を1枚交付した(→No.10)。

No.9 アシカ漁業を許可漁業とする漁業取締規則の改正 島根県令第18号(漁業取締規則改正)

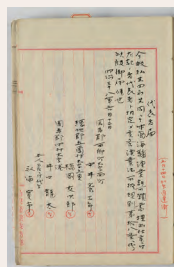


島根県知事の許可を受けるべき漁業に、竹島におけるアシカ漁業を加えた漁業取締規則の改正。

1905年(明治38年)4月14日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.39

No.10 アシカ漁業の許可、鑑札交付の通知 島根県農第1926号



中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、橋岡友次郎にアシカ漁業の許可と鑑札1枚を交付することを通知した文書の写し。

1905年(明治38年)6月5日
所蔵:島根県公文書センター

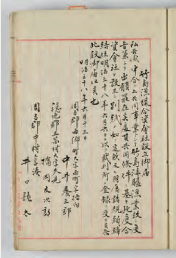
→ p.43

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島漁猟合資会社は、中井養三郎が代表者となったことを示す届出書を島根県に提出し(→No.11)、同社を設立した旨を隠岐島司に届出た(→No.12)。

この当時の漁業鑑札、またはその写しは現存していないが、大正9年、昭和4年、昭和9年、昭和18年に交付された漁業鑑札の写しが残されている(橋岡忠重資料として米子市立図書館に複写物の所蔵があり、また、隠岐郷土館に複写物が展示されている →No.13)。

No.11 竹島漁猟合資会社から島根県への代表者の届出 代表者届(写)

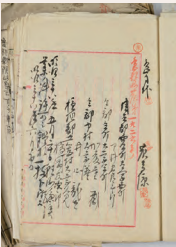


中井養三郎を竹島漁猟合資会社の代表者と定めたことを島根県に届け出た文書の写し。

1905年(明治38年)6月12日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.47

No.12 竹島漁猟合資会社設立の届出 竹島漁猟合資会社設立御届



隠岐島司に提出した竹島漁猟合資会社設立届出書の写し。

1905年(明治38年)6月13日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.51

No.13 竹島におけるアシカ漁業の許可証明(漁業鑑札) 海驢漁業鑑札



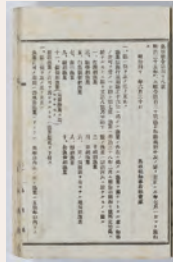
竹島におけるアシカ漁業の許可証明(漁業鑑札)の写し。大正9年、昭和4年、昭和9年、昭和18年交付分。

1920年(大正9年)5月5日ほか
所蔵:隠岐郷土館(隠岐の島町)

→ p.65

その後、島根県は1908年(明治41年)6月30日付で漁業取締規則を改正し、竹島とその地先20丁(約2180m)以内での、アシカ漁業以外の漁業を禁止し(→No.14)、1911年(明治44年)12月30日付の改正で、竹島とその地先水面でのアシカ漁業以外の漁業を禁止する区域を付図で示した(→No.15)。

No.14 アシカ漁業以外の漁業を禁止する規則改正 島根県令第48号(漁業取締規則)

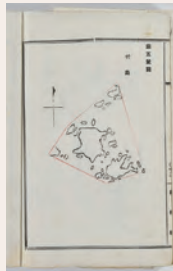


島根県漁業取締規則が改正され、竹島とその地先20丁以内でのアシカ漁業以外の漁業が禁止された。

1908年(明治41年)6月30日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.75

No.15 アシカ漁業以外の漁業禁止区域を图示 島根県令第54号



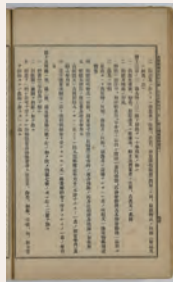
漁業取締規則が改正され、竹島におけるアシカ漁業以外の禁止が継続されるとともに、その範囲が付図によって示された。

1911年(明治44年)12月30日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.81

このように、竹島においてはアシカ漁業以外の漁業は禁止されてきたが、1921年(大正10年)4月1日付で、島根県はアシカ漁業者に限って竹島の一定区域で海藻や貝の採取を行うことを許可した(→No.16)。

No.16 アシカ漁業者に限り海藻、貝類の採取を許可 島根県令第21号(漁業取締規則改正)

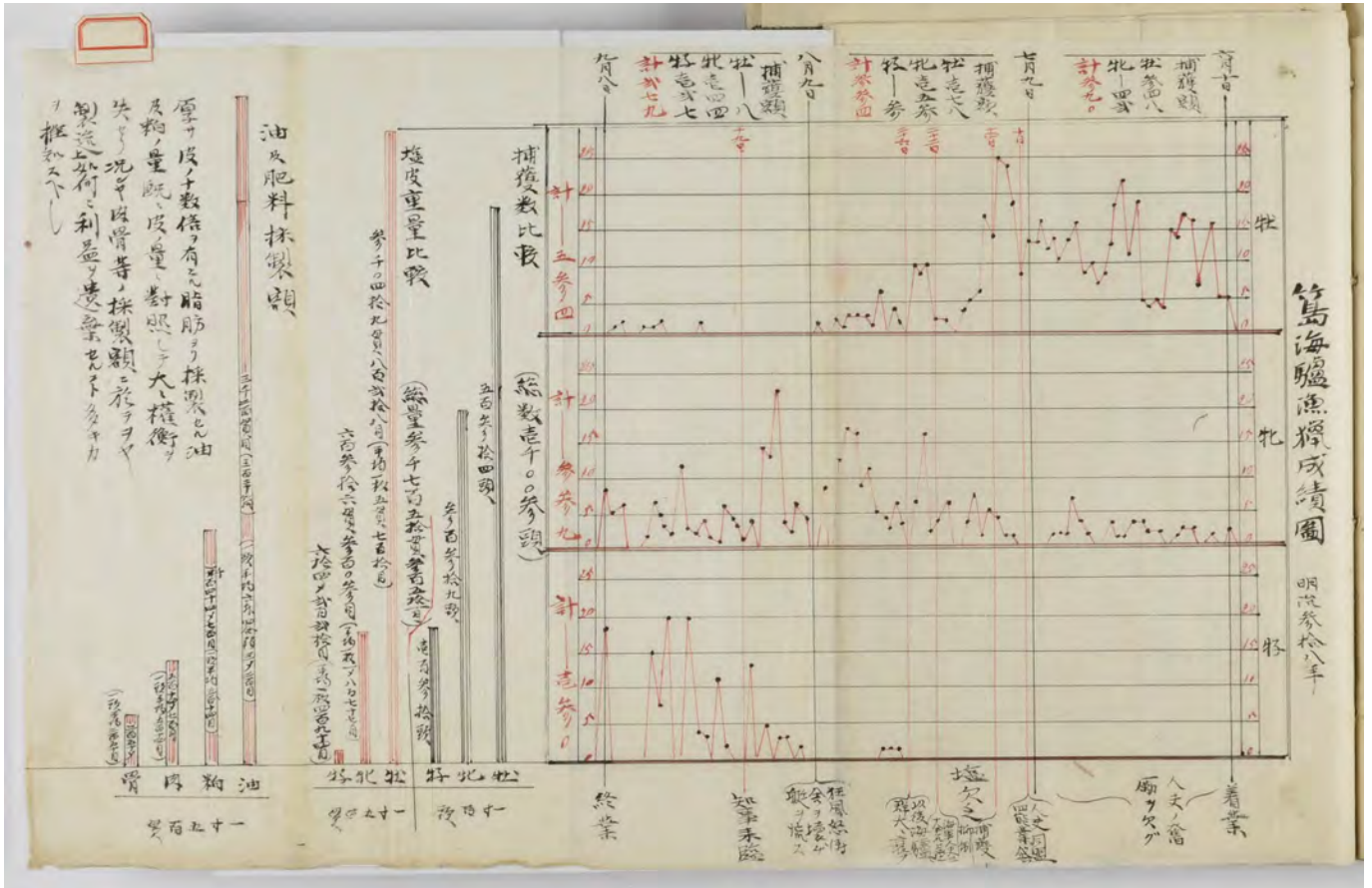


1921年4月、島根県は漁業取締規則を改正し、アシカ漁業者に対して、許可海面において海藻、貝類の採取を許可した。

1921年(大正10年)4月1日
所蔵:島根県立図書館

→ p.89

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



竹島漁猟合資会社「竹島海驢漁成績図 明治38年」『竹嶋』 所蔵:島根県公文書センター
竹島漁猟合資会社の漁猟実績が記録に残されている。

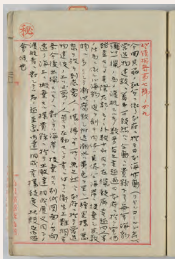


「竹島関係写真」:竹島における漁業は戦前継続的に行われ、1934年(昭和9年)にはその様子が写真に収められている。
所蔵:島根県竹島資料室

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

なお、島根県知事許可の下でアシカ漁業が行われはじめてまもない1905年(明治38年)7月、衛生上の問題を起こしていたアシカ漁業者に対し隠岐島庁が注意を行っている。これは、竹島に営造物の建設を予定していた佐世保鎮守府が島根県に取締を依頼し(→No.17)、島根県が隠岐島司に警察署長と協議の上で取締を実施するように伝え行われた(→No.18、No.19)。

No.17 アシカ漁業者への衛生面における指導の通知 佐鎮機密第7号/49

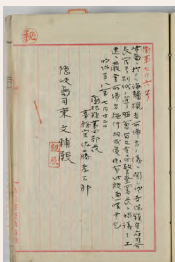


佐世保鎮守府長官が島根県に対し、皮を剥いだアシカ肉の海岸投棄に衛生面から苦言を呈し、アシカ漁業者を取り締まるよう要請した文書(写し)。

1905年(明治38年)7月4日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.93

No.18 島根県が隠岐島司に取締を指示する文書 衛第706号

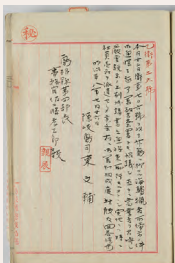


佐世保鎮守府長官から取締の要請を受けた島根県が、隠岐島司に警察署長と協議の上で取締を実施するように指示した文書(写し)。

1905年(明治38年)7月22日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.97

No.19 アシカ漁業者を指導したことを報告する文書 乙衛第26号



隠岐島司が島根県に対して、竹島のアシカ漁業者に説教を行い、実行のための請書を作成させたことを県に報告した文書(写し)。

1905年(明治38年)7月26日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.99

1935年(昭和10年)5月には、大阪鉱山監督局に竹島の燐鉱試掘願いが提出され、1939年(昭和14年)6月6日、竹島燐鉱試掘が許可された。これは、商工省が同年9月19日付の『官報』(第3813号)で公告している(→No.20)。

No.20 竹島の燐鉱試掘願許可の公告 燐鉱試掘願許可



1934年(昭和9年)5月、竹島の燐鉱試掘願いが提出され、1939年(昭和14年)6月6日付で申請者に対し許可されたことを公告した官報。

1939年(昭和14年)6月6日(許可)
1939年(昭和14年)9月19日(官報掲載)
所蔵:島根県立図書館

→ p.101

④課税等

島根県は、1906年(明治39年)3月1日付で県税賦課規則(1901年(明治34年)島根県令第11号)を改正し、新たにアシカ漁の税高を定めて税目に加えた(→No.21)。

No.21 県税の賦課対象にアシカ漁業を加える規則改正 島根県令第8号(県税賦課規則)



島根県は、県税賦課規則の改正に際し、営業税の課目(漁業採藻)中にアシカ漁を加えた。課額は、「年税金上り高千分ノ十五」とされた。

1906年(明治39年)3月1日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.103

中井養三郎は、官有地使用許可願いを提出し許可を取得し、その許可願は5年ごとに出された(下図に例)。官有地の使用者は、使用料を毎年支払い、国庫に納付された。島根県公文書センターには、徴収状況を記録した台帳が残存し、日本銀行に納付(4円70銭)されていたことが示されている(→No.22)。

No.22 官有地(竹島)使用料の徴収記録 官有物貸下料



大正14年度分の官有地竹島使用料4円70銭の徴収記録。日本銀行に納められた。支払者は西郷町の竹島漁猟合資会社代表社員中井養三郎。

1925年(大正14年)5月14日
所蔵:島根県公文書センター

→ p.109

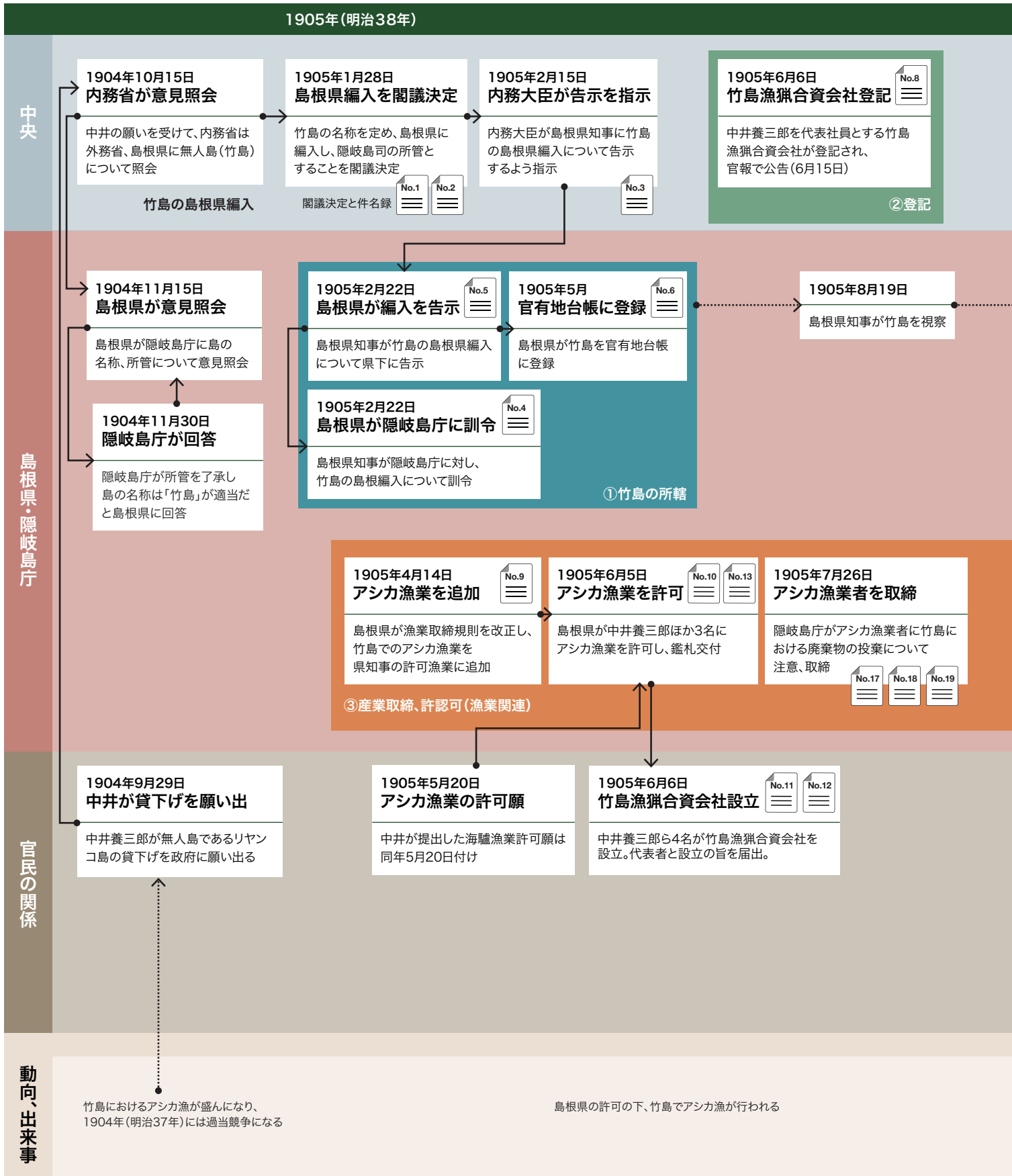
3 - 収録資料

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



平穏かつ継続的な行政権等の行使

1905年(明治38年)



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

1906年(明治39年)

1939年(昭和14年)

1909年3月29日
竹島を隠岐島庁の管轄区域に
勅令で指定 No.7

勅令で隠岐島を島庁を置く島地に指定し、
竹島を隠岐島庁の管轄区域に指定
※正式に勅令によって改めて指定された

①竹島の
所轄

1939年6月6日
燐鉱試掘権を許可 No.20

申請のあった竹島の燐鉱試掘願いについて、
大阪鉱山監督局が許可。商工省が同年
9月19日付の官報(第3813号)で公告

③産業取締、許認可(鉱業権関連)

1906年3月27日

島根県が竹島を実地調査

1906年3月1日
税目にアシカ漁業追加 No.21

島根県は、県税賦課規則の営業税
の課目中にアシカ漁を加えた

1906年7月2日
官有地使用料を設定 No.22

島根県は、アシカ漁業者に対し
竹島の官有地使用料を年間4円
20銭に設定し、以降徴収

※1916年(大正5)6月までは年間4円20銭、
同年7月から年間4円70銭

⑤課税等

1908年6月30日
アシカ漁業以外の禁止 No.14

島根県は漁業取締規則を改正し、
竹島とその地先20丁以内での
アシカ漁業以外の漁業を禁止

1911年12月30日
アシカ漁業以外の禁止 No.15

島根県は漁業取締規則を改正し
竹島及びその地先の指定区域での
アシカ漁業以外の水産動植物の
採捕を禁止

1921年4月1日
竹島のノリやアワビの採取を許可 No.16

島根県は漁業取締規則を改正し、アシカ漁業者
による竹島およびその地先指定区域でのテングサ、
ノリ、ワカメ、サザエ、アワビ等の採取を許可

1907年6月28日
アシカ漁業の許可願

中井養三郎らがアシカ漁業の
許可願を提出(継続分)

1910年6月25日
アシカ漁業の許可願

中井養三郎らがアシカ漁業の
許可願を提出(継続分)

1915年4月30日
アシカ漁業の許可願

中井養一(養三郎の事業継承者)らが
アシカ漁業の許可願を提出(継続分)

1906年4月30日
官有地借用願を提出

中井養三郎が官有地(竹島)の
借用願を提出。(期間は1906年
6月から1911年5月までの5年間)

1910年6月25日
官有地借用願を提出

中井養三郎が官有地(竹島)の
借用願を提出。(期間は1911年
7月から1916年6月までの5年間)

1915年4月30日
官有地借用願を提出

中井養三郎が官有地(竹島)の
借用願を提出。(期間は1916年
7月から1921年6月までの5年間)

1920年4月29日、
1921年4月2日、
1926年3月17日にも
官有地借用願を提出

1907年

島根県が、皇太子殿下(後の
大正天皇)行啓の際、「島根写
真帖」(竹島を含む写真集)と
アシカの皮を献上

1912年

島根県が『島根県産業要
覧』に竹島について記載。
『島根県案内』『島根県誌』
『隠岐島誌』等にも記載
(1912年～)

1934年

鳥取県水産試験場が
竹島周辺海域を調査

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島の島根県編入



竹島を島根県に編入する閣議決定

[隠岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス]

1905年(明治38年)1月28日

資料概要

内務大臣(芳川顯正)請議の、北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85湮にある無人島を竹島と名付け、島根県所属、隠岐島司の所管とすることを閣議決定した文書。

中井養三郎からの「リヤンコ島」の貸下願を契機として、島根県に意見照会を行った後、1905年(明治38年)1月28日に閣議決定した。この決定により、それまで隠岐島など竹島に近い地元ではりゃんこ島、ランコなどと呼ばれていた無人島に「竹島」の名称が付され、島根県の所属、隠岐島司の所管となった(経緯につきP7参照)。

閣議決定で、他国の占領の形跡がなく関係書類から中井が漁猟活動を行っていることが明らかで国際法上占領の事実が認められることから島根県の所属、隠岐島司の所管として差し支えないとしている。

この決定は、『件名録』に記載され(→No.2)、内務大臣から島根県知事に対し、この決定の内容について管内に告示するよう訓令が発せられた(→No.3)。

内容見本

明治三十八年一月二十八日

内閣総理大臣(花押) 法制局長官(印)

外務大臣(花押) 大蔵大臣(花押) 海軍大臣(花押)

文部大臣(花押) 逓信大臣(花押)

内務大臣(花押) 陸軍大臣(花押) 司法大臣(花押)

農商務大臣(花押)

別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ猟具ヲ備ヘテ海驢猟ニ着手シ今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレハ国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

内務省へ通牒

明治三十八年二月二日 (印)

作成年月日	1905年(明治38年)1月28日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第一巻 ・政綱・帝国議会・行政区・地方自治・雑載
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

十四



由甲一

明治卅八年一月廿八日

内閣總理大臣 不

法制局長官



外務省

大蔵省

海軍省

文部省

逓信省

農商省

内務省

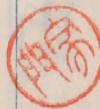
陸軍省

司法省

農商省

別紙内務大臣請議無人島所屬ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ

法制局



政府

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡
 ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎
 ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ
 獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ今固領
 土編入竝ニ貸下ヲ出願セシ此際所
 屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ
 該島ヲ竹島ト名ケ自今島根縣所屬
 隱岐島司ノ所管ト為サントスト謂フ
 ニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年
 以來中井養三郎ナル者カ該島ニ移

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依
 リ明ナル所ナレハ國際法上占領ノ事實
 アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トシ島根
 縣所屬隱岐島司ノ所管ト為シ差支
 無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議
 決定相成可然ト認ム

ゆゆあり、出條

明治二十八年三月一日



去
川
島

竹島の島根県編入



閣議決定の件名録

『件名録』所収「無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五湮)所属ニ関スル件」

1905年(明治38年)

資料概要

この『件名録』は、内閣において閣議事項の整理などの事務を所掌する内閣書記官室が各省庁から送付された公文書の件名などを登録編綴したもの。1905年(明治38年)の『件名録』のうち、「内務省の部第1号」に、竹島の島根県への編入と所管に関する閣議決定の事務処理に係る記録が残されており、以下の流れがわかる。

- 1月10日 : 内閣書記官室が内務省から請議書を接受
1月11日 : 内閣法制局に回付(1月13日に関係資料を送付)
1月28日 : 閣議決定(各大臣が起案文書に署名)
2月2日 : 法制局から内閣書記官室に裁可(天皇の承認)の通知。
内閣書記官室からその旨を内務省に通牒。
関係書類を内務省に返却。

内容見本

第一号 三七秘乙三三七ノ内
無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五湮)所属ニ関スル件
通牒 二月二日 内務
受領一月十日
法制局
一月十一日
二月二日
上申 一月二十八日
裁 二月二日
記録 (印)
請願書来ル十二日
法制へ十三日
本件別格ノ義法制へ申出ノ分ニテ全局より最前ノ分返付
シ来ニ付即返却ス
一月二十六日

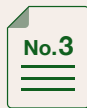
作成年月日	1905年(明治38年)
編著者	〔内閣書記官室〕
発行者	〔内閣書記官室〕
収録誌	件名録 甲号 上(自明治三十八年一月・至全十二月)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

<p>第一 無人島（隠岐島ヨヅル（北ノ島）所 属ノ閑ノ件</p>	<p>法律 勅令 閣令</p>	<p>第二 號 七神甲二〇一</p>	<p>土地収用法ニ依リテ 権限有ル地籍調査ノ 件</p>	<p>法律 勅令 閣令</p>	<p>訓令 指令 通牒</p>
<p>受領一月十日 法制局 一〇二七 照 會 回 答</p>	<p>院 往 復 上 申 裁 一〇二七 記録</p>	<p>受領一月六日 法制局 一〇二七 照 會 回 答</p>	<p>院 往 復 上 申 裁 一〇二七 記録</p>	<p>院 往 復 上 申 裁 一〇二七 記録</p>	<p>院 往 復 上 申 裁 一〇二七 記録</p>

丙

竹島の島根県編入

内務大臣が島根県知事に竹島の島根県編入について告示するよう指示する訓令
訓第87号

1905年(明治38年)2月15日

資料概要

1905年(明治38年)1月28日の閣議決定(→No.1)を受け、内務大臣が島根県知事に対し、北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85浬にある無人島を竹島と名付け、島根県所属、隠岐島司の所管となったことを管内に告示するよう指示した訓令である。

訓令を受け島根県知事は、同年2月22日、隠岐島庁に対してこの旨を心得るよう訓令を発し(→No.4)、県下に告示した(→No.5)。

内容見本

親展(印)

訓第八七号

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自令其県所属隠岐島司ノ所管トス此旨管内ニ告示セラルヘシ
右訓令ス

明治三十八年二月十五日

内務大臣子爵芳川顕正(印)

島根県知事松永武吉殿

作成年月日	1905年(明治38年)2月15日
編著者	内務大臣(芳川顕正)
発行者	内務省
収録誌	令訓 自明治34年至同38年(止)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

六六

訓第八七号

北緯三十七度九分三十秒東經
 百三十一度五十五分隱岐島ヲ
 距ル西北八十五里ニ在ル島嶼
 伊竹島ト稱之自令其縣所屬隱
 岐島司ノ所管トス此旨管内ニ
 告示セラレヘシ
 右訓令ス
 明治三十八年二月十五日

内務大臣子爵野芳川顯正
 島根縣知事松永武吉殿



真拓

親展

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島の島根県編入



島根県知事から竹島の行政事務を行う隠岐島庁への訓令

島根県庶第11号

1905年(明治38年)2月22日

資料概要

1905年(明治38年)2月15日の内務大臣による訓令(→No.3)を受けた島根県知事が、隠岐島庁に対し、内務大臣からの訓令に基づき、北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85浬にある無人島を竹島と名付け、島根県所属、隠岐島司の所管となったことを訓令(通知)したもの(写し)。

内容見本

島根県庶第十一号

隠岐島庁

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラレ候条此旨心得フヘシ
右訓令ス

明治三十八年二月二十二日

島根県知事 松永武吉

作成年月日	1905年(明治38年)2月22日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣廢笈十一號

隱岐島廳

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五澤ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬隱岐島司ノ所管ト定メラレ候條此旨心得ス

右訓令ス

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事 松永武吉

島根縣隱岐島廳

竹島の島根県編入



島根県知事による竹島の島根県編入の告示

島根県告示第40号

1905年(明治38年)2月22日

資料概要

1905年(明治38年)2月15日の内務大臣による訓令(→No.3)を受け、島根県知事が県下に、北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85湊にある島嶼を竹島と名付け、島根県の所属、隠岐島司の所管と定められたこと告示したもの(1905年2月22日付)。

内容見本

島根県告示第四十号 (主任) (回覧)

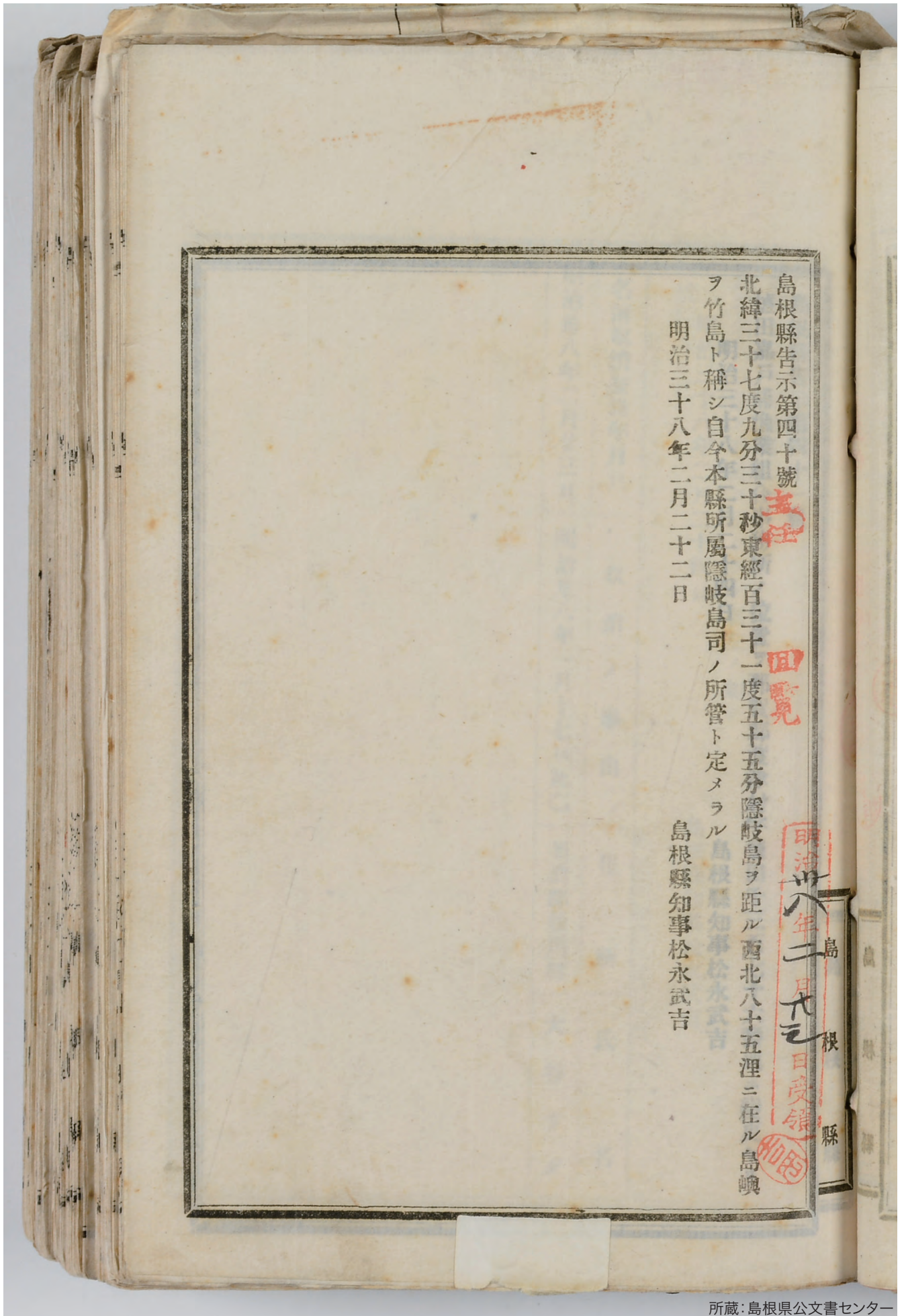
(明治三十八年二月二十二日受領) (印)

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五湊ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル

明治三十八年二月二十二日 島根県知事松永武吉

作成年月日	1905年(明治38年)2月22日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	島根県告示 明治38年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



島根縣告示第四十號

田覽

明治廿八年二月廿三日受領

島根縣

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼
ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬隱岐島司ノ所管ト定メラル

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事松永武吉

行政権等の行使：①竹島の所轄



竹島が登録された島根県の官有地台帳

竹島官有地台帳

1905年(明治38年)5月17日

資料概要

竹島の島根県編入後、島根県知事は、隠岐島庁に対し竹島の面積を報告するよう指示した(1905年(明治38年)5月3日付)(※1)。

これを受けて隠岐島司は、竹島の面積を島根県知事に報告した(同年5月17日)。面積が示された報告書(上申書)には、竹島の略図別紙添付との記載がある(※2)。

同日、島根県(地理係)は、隠岐島司の報告(上申)に基づき、官有地台帳に竹島について記載した。それには、位置(北緯37度9分30秒、東緯131度55分、隠岐島の西北85湊)、面積(23町3段3畝歩)が記され、竹島の名称、所属、所管が定められたことが2月22日の県告示40号によって県下に告示されたことが記載されている。

また、1940年(昭和15年)8月、竹島が舞鶴鎮守府の海軍用地となった旨の追記がある。

※1 「島根県地第90号」『竹嶋』(島根県公文書センター所蔵)

※2 「甲土第4号」『竹嶋』(島根県公文書センター所蔵)

略図は文書綴りには収録されていない

内容見本

(簿冊表紙)

隠岐国周吉郡官有地台帳

穩地

海士

知夫

地理係

(略)

一 竹島

位置 北緯三拾七度九分三拾秒東緯百三拾壹度五拾五分隠岐島ヲ距ル西北八十五湊

面積 貳拾參町參段參畝歩

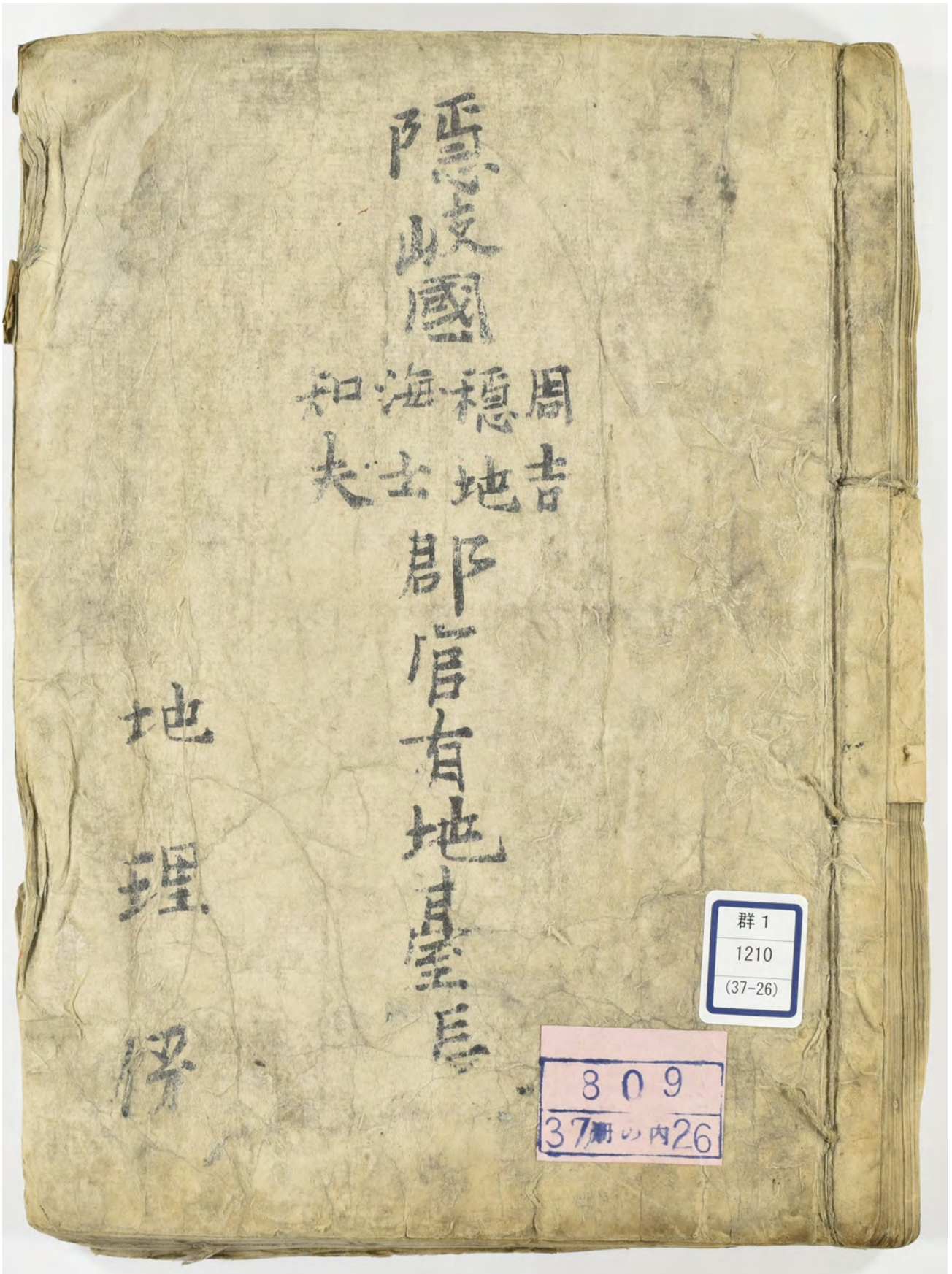
明治三十八年五月拾七日隠岐島司上申ニヨリ掲載

告示 明治三十八年二月二十二日本県告示第四拾号ヲ以テ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラレタル旨告示セラレタリ

昭和十五年八月十七日公用廃止ノ上舞鶴鎮守府へ海軍用地トシテ引継ク

作成年月日	1905年(明治38年)5月17日
編著者	島根県地理係
発行者	島根県
収録誌	隠岐国周吉穩地海士知夫郡官有地台帳
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一 竹島

位置

北緯三拾七度九分三拾秒東緯百三拾

七度五拾五分隱岐島ヲ距ル西北八拾五哩

面積 貳拾參町參段參畝歩

明治三十八年五月拾七日隱岐島司上申ニヨリ掲載

告示 明治三十八年二月二十二日本縣告示

第四拾號ヲ以テ竹島ト稱シ自今本縣所

屬隱岐島司ノ所管ト定メラレタル旨

告示セラレタリ

昭和十五年八月十七日 舞鶴鎮守府 海軍用地トシテ

引継ク

行政権等の行使：①竹島の所轄



隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に改めて指定した勅令

明治42年勅令54号

1909年(明治42年)3月29日

資料概要

1909年(明治42年)に、隠岐島を島庁を置く島地に指定するとともに、竹島を隠岐島とともに改めて隠岐島庁の管轄区域に指定する勅令。

これより先に隠岐島庁は、1888年(明治21年)5月7日付の島根県令第51号により隠岐国周吉郡西郷町に設置されていた。その後、府県の機構を規定する地方官官制の改正があり、1890年(明治23年)勅令225号地方官官制第52条によって「勅令ヲ以テ指定スル所ノ島地ニ特ニ島庁ヲ置ク」との規定が設けられた(P7参照)。

そこで、1909年(明治42年)に至り、正式に勅令によって隠岐島が島庁を置く島地に指定されることとなり、その管轄区域の中に竹島が明記された。

内容見本

朕島庁ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(御名御璽)

明治四十二年三月二十九日

内閣総理大臣侯爵 桂 太郎

内務大臣法学博士男爵 平田東助

勅令第五十四号

島庁ヲ置ク島地左ノ通指定ス

府県名	島庁名	管轄区域
東京府	小笠原島庁	小笠原島、南鳥島、中ノ鳥島
	八丈島庁	八丈島、小島、青ヶ島、鳥島
	大島島庁	大島
長崎県	対馬島庁	対馬島
島根県	隠岐島庁	隠岐島、竹島
鹿児島県	大島島庁	大島郡
沖縄県	宮古島庁	宮古郡
八重山島庁	八重山郡	

附則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

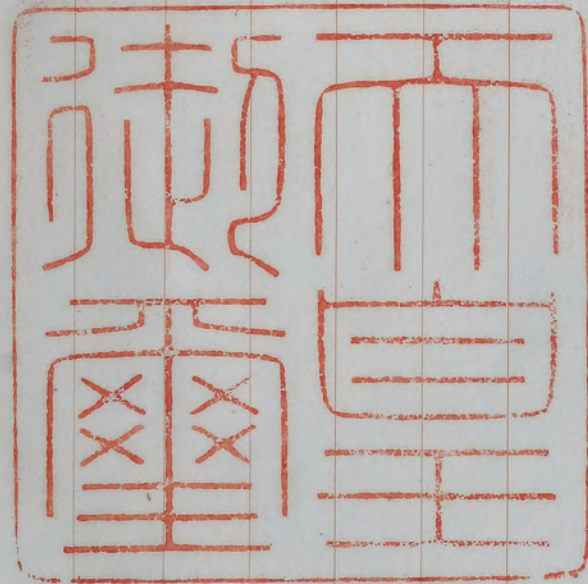
明治二十九年勅令第十四号ハ之ヲ廃止ス

作成年月日	1909年(明治42年)3月29日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館 (アジア歴史資料センターウェブサイトにて閲覧を行う)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

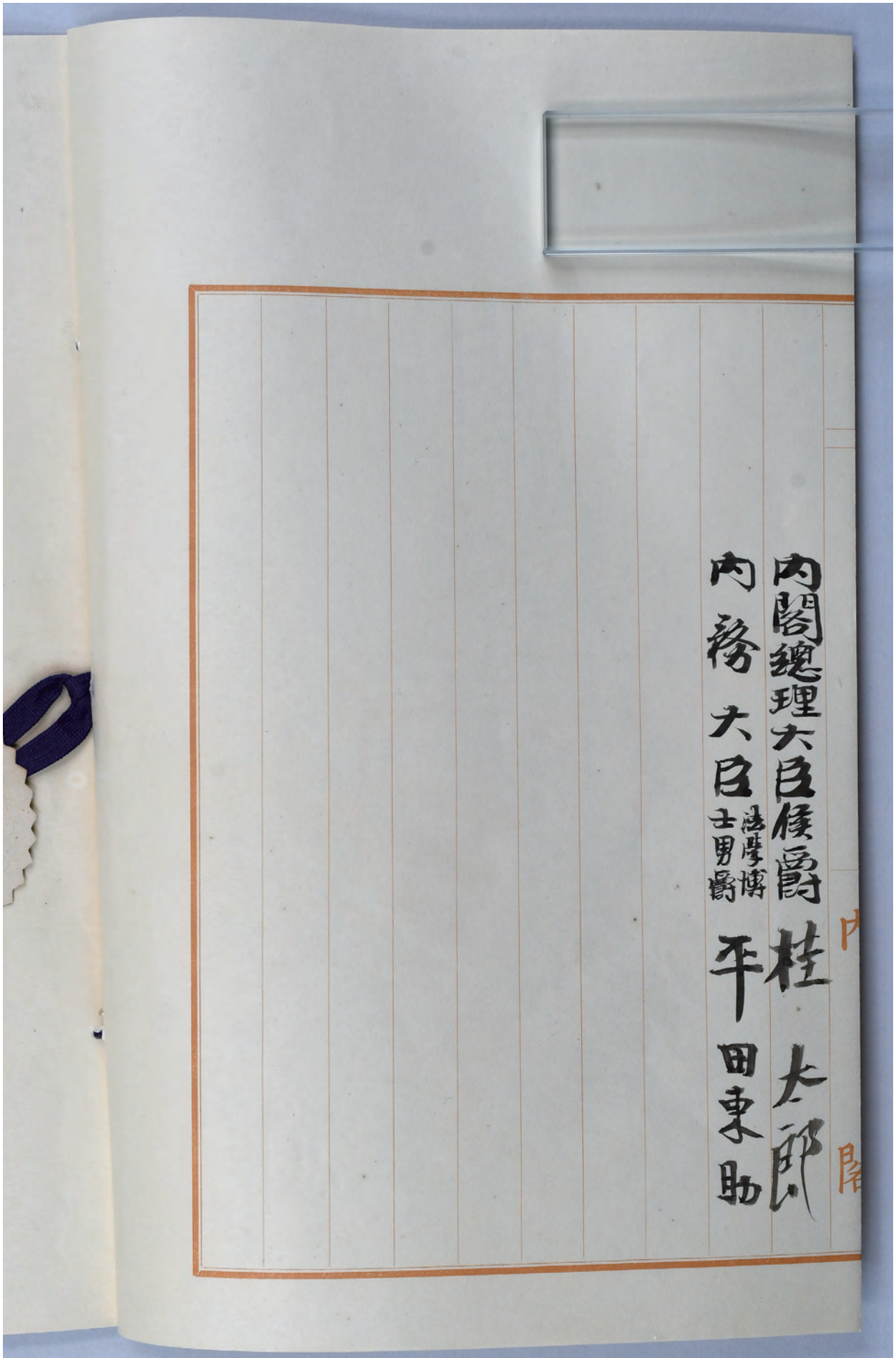
朕島廳ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治四十二年三月二十九日

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

勅令第五十四号
島廳ヲ置ク島地左ノ通指定ス

沖繩縣	鹿兒島縣	島根縣	長崎縣	東京府	府縣名	島廳名	管轄區域
宮古島廳	大島島廳	隱岐島廳	對馬島廳	大島島廳	小笠原島廳	大島	小笠原島、南島、中ノ島
宮古郡	大島郡	隱岐島、竹島	對馬島	八丈島、小島、青ヶ島、鳥島			

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

八重山島廳
八重山郡

附則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ
施行ス
明治二十九年勅令第十四號ハ之ヲ廢止
ス

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使:②登記



竹島漁獵合資会社登記の公告

官報(第6586号)

1905年(明治38年)6月6日(登記) 6月15日(官報掲載)

資料概要

1905年(明治38年)6月5日付で島根県知事から竹島におけるアシカ漁業の許可を受けた(→No.12)中井養三郎ら4名は、中井を代表社員として竹島漁獵合資会社を設立し(同年6月5日付)、裁判所に登記した。この資料は、同年6月15日にその内容が公告された官報である。

この公告には、竹島漁獵合資会社の商号、住所、社員4名の住所、出資額、設立年月日等が記載され、事業の目的が竹島におけるアシカの捕獲、製造販売であることが明記されている。

内容見本

商業登記

合資会社登記簿第一冊第一号

一商号 竹島漁獵合資会社 本店島根県周吉郡西郷町大字西町字指向二十三番地 目的竹島海驢捕獲製造販売 代表社員ノ氏名中井養三郎 社員ノ氏名住所出資ノ種類償額及責任 金一千二百円無限島根県周吉郡西郷町大字西町字指向二十三番地中井養三郎金四百二十円有限同県同郡同町同大字字八尾ノ二七番地加藤重蔵金六百九十円有限同県同郡中村大字湊七百四十番地井口龍太 金六百九十円有限同県穂地郡五箇村大字久見二百七十四番地橋岡友次郎 設立ノ年月日 明治三十八年六月三日

右明治三十八年六月六日登記 西郷区裁判所

作成年月日	1905年(明治38年)6月6日(登記) 1905年(明治38年)6月15日(官報)
編著者	西郷区裁判所
発行者	大蔵省印刷局 [編]
収録誌	官報(第6586号)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館(デジタルコレクション)
利用方法	国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

合資會社登記簿第一册第一號

一商號 竹島漁獵合資會社 本店島根縣周吉郡西郷町大字西町字指向二十三番地 目的竹島海鹽捕獲
製造販賣 代表社員ノ氏名中井養三郎 社員ノ氏名住所出資ノ種類價額及責任 金一千二百圓無限島
根縣周吉郡西郷町大字西町字指向二十三番地中井養三郎金四百二十圓有限同縣同郡同町同大字字八尾
ノ二七番地加藤重藏金六百九十圓有限同縣同郡中村大字湊七百四十番地井口龍太金六百九十圓有限同
縣穩地郡五箇村大字久見二百七十四番地橋岡友次郎 設立ノ年月日 明治三十八年六月三日
右明治三十八年六月六日登記

西郷區裁判所

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



アシカ漁業を許可漁業とする漁業取締規則の改正

島根県令第18号（漁業取締規則改正）

1905年（明治38年）4月14日

資料概要

この資料は、竹島におけるアシカ漁業を県知事の許可漁業に追加することなど、既存の漁業規則を改正する島根県令（1905年（明治38年）4月14日付）。

竹島の島根県編入後、中井養三郎を始めとした多数の者が竹島におけるアシカ漁業の許可を求め隠岐島司に対して申請を行った（※1）。これを受けて隠岐島司は、島根県知事に対し、1905年（明治38年）3月7日付でアシカ漁業者を取り締まる必要性を訴えた（※2）。

島根県知事は、アシカ漁業を許可漁業とする方針とし、それまでの漁業規則である明治35年島根県令第130号（P41-P42参照）をこの県令によって改正し、竹島におけるアシカ漁業を県知事の許可漁業に追加した。

改正内容は、県知事の許可を受けるべき漁業としてアシカ漁業が追加され（第一条の改正、原文では海驢漁業）、但し書きとして「隠岐国竹島におけるものに限る」ことが記載された。また、アシカ漁業の許可期間は3年とされ（第二条の改正）、許可を受けたい場合には、願書に許可期間を記載することと規定された（第三条の改正で、対象漁業にアシカ漁業が追加された）。

この改正の後、中井を始めとする4名は、同年5月20日付で「海驢漁業許可願」を島根県知事に提出した（※3）。この時、許可願いを提出した者は他にもいたが、結果的に中井を始めとする4名に対してアシカ漁が許可された（→No.10）。

内容見本

島根県令第十八号

明治三十五年十一月本県令第三百三十号漁業取締規則中左ノ通更正ス

明治三十八年四月十四日 島根県知事松永武吉

第一条中浮網漁業ノ下（八束郡筑川郡地方ノ名称）トアルヲ（宍道湖ニ於テ使用スルモノニ限ル）ト更正ス

第一条中浮網漁業ノ次ニ左ノ通挿入ス

一、海驢漁業（隠岐国竹島ニ於ケルモノニ限ル）

第二条中浮網漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

第三条括弧書中潜水器漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

第八条ニ左ノ但書ヲ加フ

但竿釣ハ此限ニアラス

第九条第一号イ、縶子ノ次ニ其他ノ織物ヲ挿入ス

- ※1 「海驢漁業許可願」『竹島貸下・海驢漁業書類』（1905年3月3日付、出願者永海寛市）（島根県公文書センター所蔵ほか）
- ※2 「甲庶第16号（竹島へ出漁願ノ義ニ付内申）」『竹嶋』（1905年3月7日付）（島根県公文書センター所蔵）
- ※3 「海驢漁業許可願」『竹嶋』（1905年5月20日付、出願者中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、橋岡友次郎）（島根県公文書センター所蔵）

作成年月日	1905年（明治38年）4月14日
編著者	島根県知事（松永武吉）
発行者	島根県
収録誌	島根県令 明治38年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う （島根県竹島資料室で複製本の閲覧可）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣

島根縣令第十八號

明治三十五年^{十一月}本縣令第三百三十號漁業取締規則中左ノ通更正ス

明治三十八年四月十四日

島根縣知事松永武吉

第一條中浮網漁業ノ下(八束郡簸川郡地方ノ名稱)トアルヲ(宍道湖ニ於テ使用スルモノニ限ル)ト更正ス

第一條中浮網漁業ノ次ニ左ノ通挿入ス

一、海驢漁業(隱岐國竹島ニ於ケルモノニ限ル)

第二條中浮網漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

第三條括弧書中潜水器漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

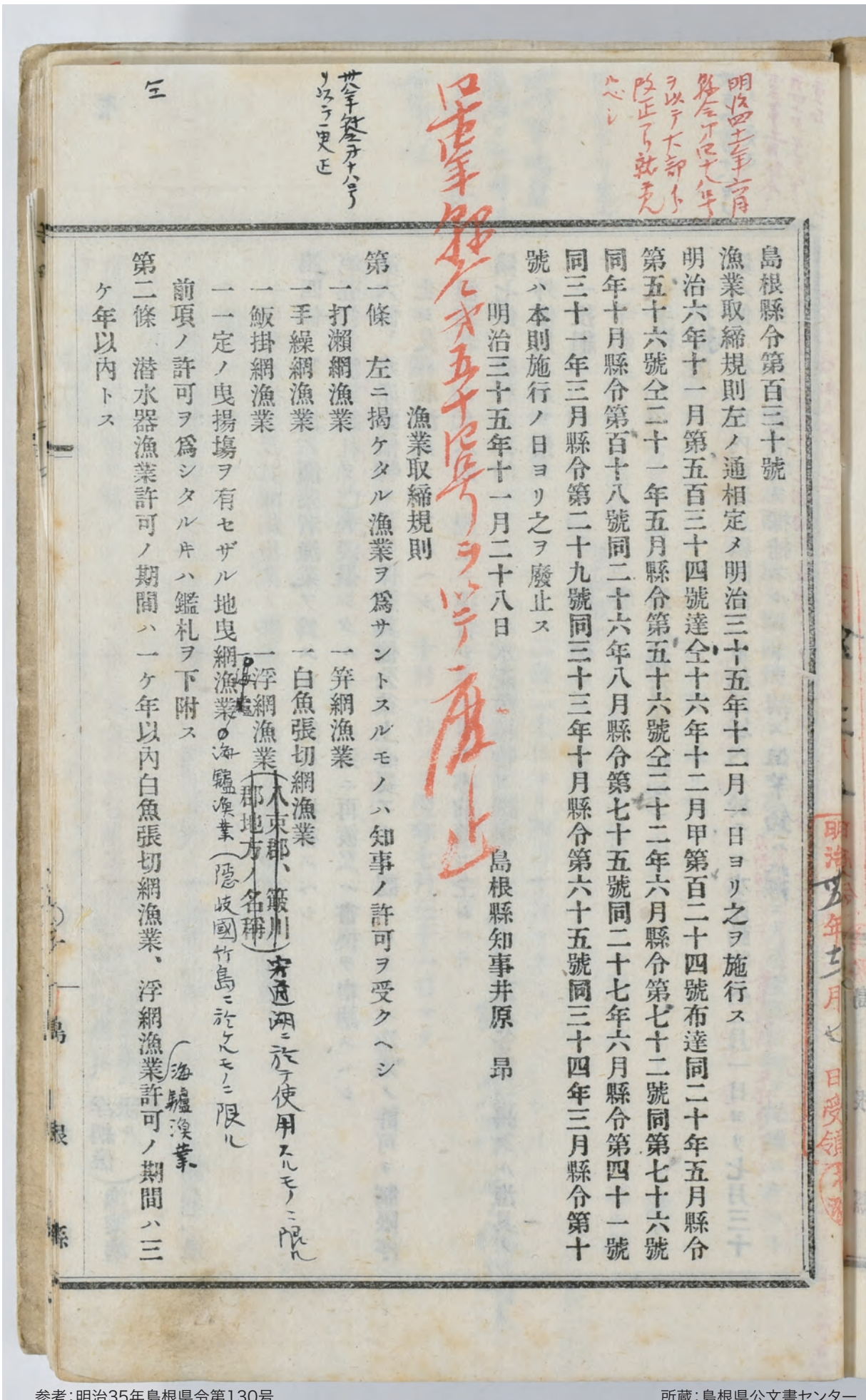
第八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但竿釣ハ此限ニアラス

第九條第一號イ、縋子ノ次ニ其他ノ織物ヲ挿入ス

年丁洲

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



島根縣令第百三十號

漁業取締規則左ノ通相定メ明治三十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治六年十一月第五百三十四號達全十六年十二月甲第百二十四號布達同二十年五月縣令第五十六號全二十一年五月縣令第五十六號全二十二年六月縣令第七十二號同第七十六號同年十月縣令第百十八號同二十六年八月縣令第七十五號同二十七年六月縣令第四十一號同三十一年三月縣令第二十九號同三十三年十月縣令第六十五號同三十四年三月縣令第十號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

明治三十五年十一月二十八日

島根縣知事井原 昂

漁業取締規則

第一條 左ニ掲ケタル漁業ヲ爲サントスルモノハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一 打瀬網漁業

一 筭網漁業

一 手繰網漁業

一 白魚張切網漁業

一 飯掛網漁業

一 浮網漁業

一 一定ノ曳揚場ヲ有セザル地曳網漁業（海鹽漁業）（隱岐國竹島ニ於ケルモノニ限ル）

前項ノ許可ヲ爲シタル片ハ鑑札ヲ下附ス

第二條 潜水器漁業許可ノ期間ハ一ケ年以内白魚張切網漁業、浮網漁業許可ノ期間ハ二ケ年以内トス

明治三十五年十一月二十八日
島根縣知事井原 昂
ラ以テ下部ト
改正ラ就免
心シ

世年冠カトナ
リ以テ更正

三

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

三

第三條 漁業許可ヲ受ケントスル者ハ願書ニ許可期間

(白魚張切網漁業、浮網漁業、潜水器漁業、限ル) 漁業場

所ヲ記載スヘシ

但白魚張切網漁業、浮網漁業ノ願書ニハ漁具敷設ノ形状及區域ヲ記載シタル圖面二通ヲ添附スヘシ

一手線網漁業及打瀬網漁業ノ願書ニハ前項ノ外漁業時期ヲ記載スヘシ

第四條 第一條ノ漁業者漁業ヲ爲スルハ鑑札ヲ携帯スヘシ

第五條 漁業鑑札ヲ亡失毀損シタルトキハ速ニ再渡又ハ書換ヲ申請スヘシ

第六條 水産動物ノ蕃殖保護其他公益上必要アリト認ムルトキハ漁業ノ許可ヲ制限停止シ又ハ取消スコトアルヘシ

漁業者ニシテ本則ノ規定ニ違背シタルトキ亦前項ニ全シ

第七條 營利ノ目的ニアラスシテ水産動物ヲ採捕スルモノハ左ノ各號ニ掲クル漁具ノ外使用スルヲ禁ス

一 投網

一 竿釣具

一 手檣

一 挾振器

第八條 松江市内諸堀別紙圖面二重線区域内ニ於テハ水産動物及三月一日ヨリ七月三十

一日マテ水産動物ヲ採捕スルコトヲ禁ス 但竿釣 及新網ノ使用ノ限リ

十月十日ヨリ十月三十一日ヨリ...

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



島根県からのアシカ漁業の許可、鑑札交付の通知

島根県農第1926号

1905年(明治38年)6月5日

資料概要

島根県漁業取締規則の改正により(→No.9)、竹島におけるアシカ漁業が島根県知事の許可漁業となり、中井養三郎ら4名は島根県知事にアシカ漁業の許可願を1905年(明治38年)5月20日付で提出した(※1)。

この資料は、島根県知事が同年6月5日、中井らの願出を許可して鑑札1枚を交付する旨を通知したものである(写し)。これには、竹島におけるアシカ漁業を許可する4名の氏名と住所、また、鑑札(アシカ漁業の許可証)1枚を交付することが記載されている。

※1 「海驢漁業許可願」『竹嶋』(1905年5月20日付、出願者中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、橋岡友次郎)(島根県公文書センター所蔵)

内容見本

島根県農第一九二六号
周吉郡西郷町大字西町
中井養三郎
同郡 同町大字同町
加藤重蔵
同郡 中村大字湊
井口龍太
穏地郡五箇村大字久見
橋岡友次郎

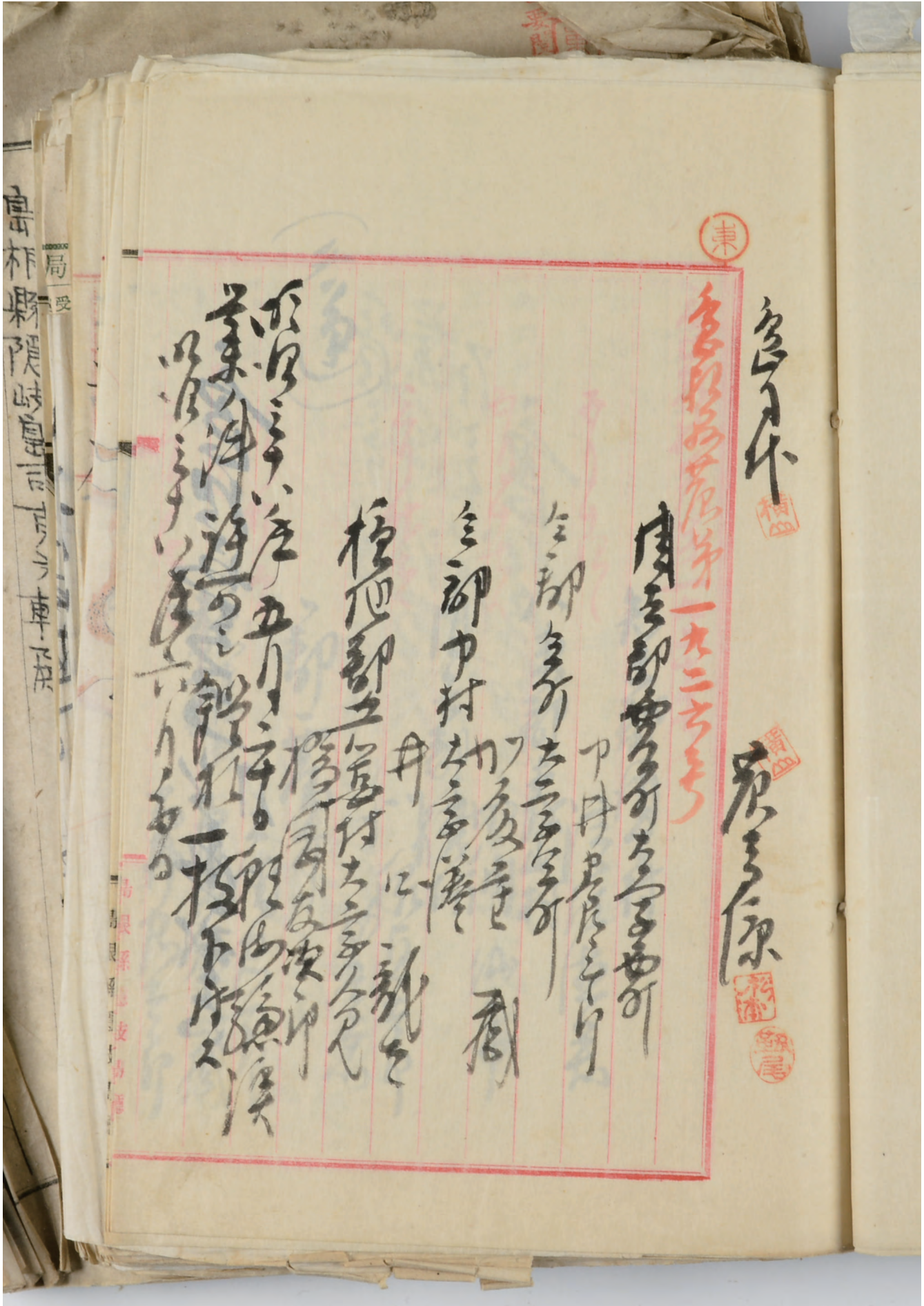
明治三十八年五月二十日願海驢漁業ノ件許可シ鑑札一枚下付ス

明治三十八年六月五日

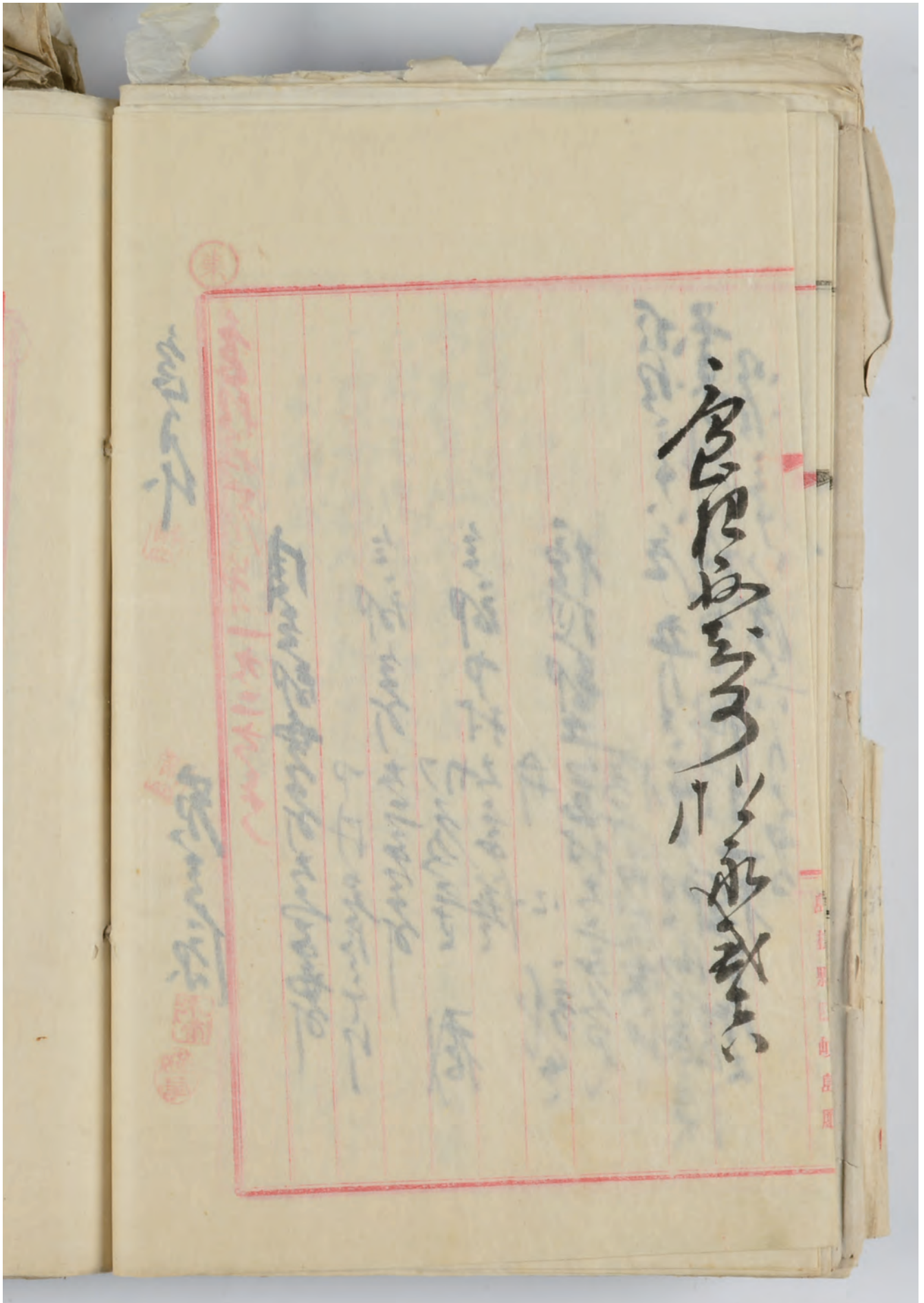
島根県知事松永武吉

作成年月日	1905年(明治38年)6月5日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続を行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



竹島漁獵合資会社から島根県への代表者の届出

代表者届

1905年(明治38年)6月12日

資料概要

中井養三郎を代表社員として1905年(明治38年)6月6日付で設立された竹島漁獵合資会社(→No.8)が、同年6月12日付で島根県知事に同社の代表者を届け出た文書(写し)。

内容見本

代表者届
今般私共四名共同ニテ竹島海驢漁業許可願書提出仕候
ニ付左記ノ者代表者ト相定メ候条漁業法取扱規則第拾八
条ニ依リ此段御届候也
明治三十八年二月十二日
(届出人4名署名捺印)

作成年月日	1905年(明治38年)6月12日
編著者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重造
発行者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重造
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続を行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

代表者届

今般私共四名共同ニテ竹島海驢漁業許可願書提出仕業ニ付
左記ノ者代表者ト相定メ其ノ条漁業法所規規則第拾八条ニ依
テ般御届候也

明治三十八年六月十二日

周吉郡西御町大字西町

中井 善三郎

穂地郡五箇村大字久見

槌岡 友次郎

周吉郡中村大字港

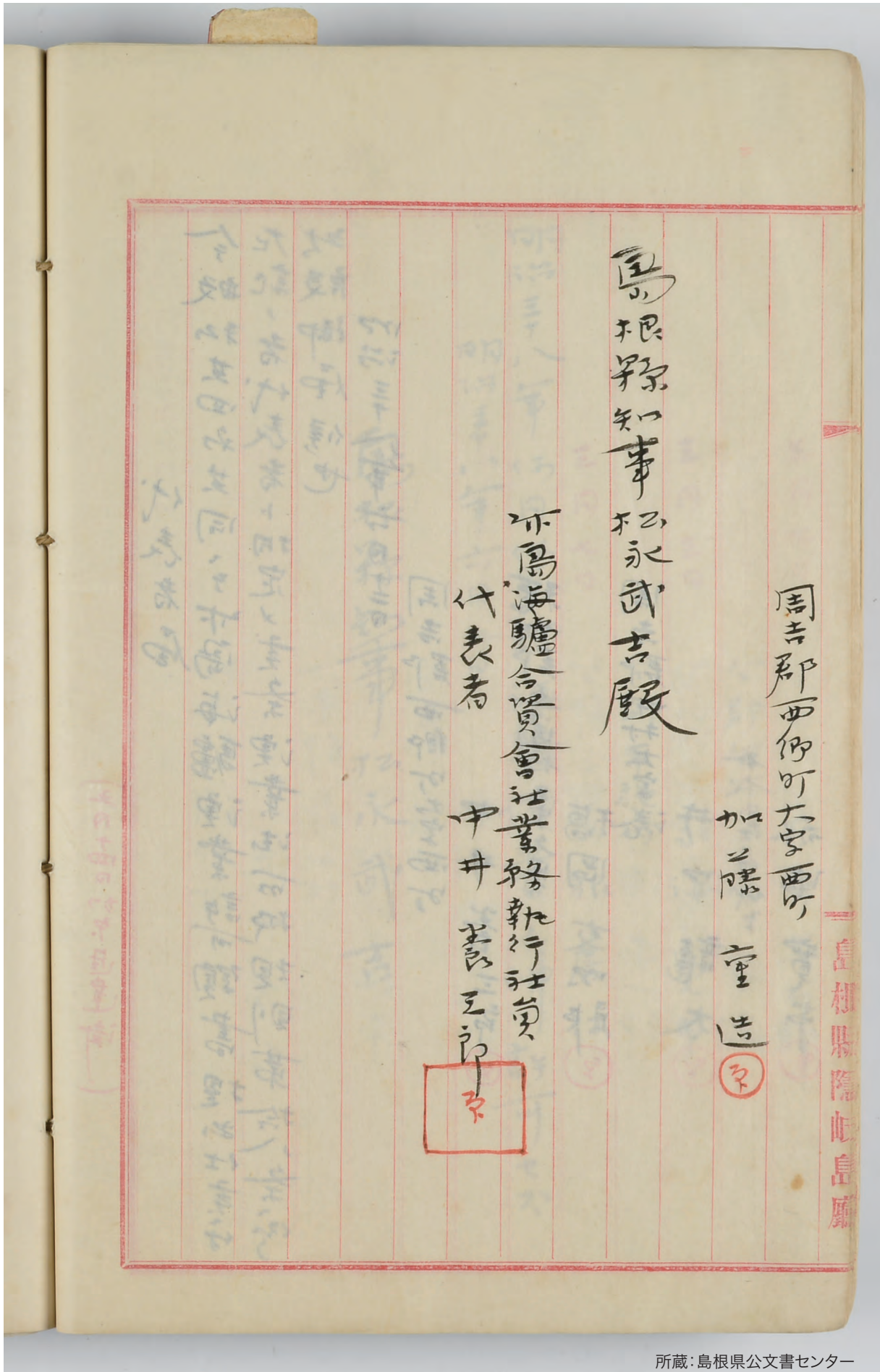
井口 龍太郎

本人不在付代

永海 寛市

(五月十四日加東(窪)達)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



周吉郡西河町大字西河

加藤

室造

印

皇朝縣隱岐島廳

島根縣知事 永武吉殿

小島海驢合資會社業務執行社員

代表者

中井

善三郎

印

島根縣知事 永武吉殿
 小島海驢合資會社業務執行社員
 代表者 中井善三郎 印
 大島海驢
 大島海驢合資會社業務執行社員
 代表者 中井善三郎 印

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



竹島漁獵合資会社設立の届出

竹島漁獵合資会社設立御届

1905年(明治38年)6月13日

資料概要

中井養三郎を代表社員とし、竹島におけるアシカの捕獲、製造販売を目的とする竹島漁獵合資会社は、1905年(明治38年)6月6日、裁判所に設立の登記を行い(→No.8)、同年6月12日に島根県知事へ代表者届を提出(→No.10)、翌6月13日付で隠岐島司に会社設立を届け出た。隠岐島司に提出された設立届の写しがこの資料である。

設立届の冒頭には、中井ら4名が共同で事業を始め、合資会社を設立して裁判所の登録を受けたこと、別紙に定款及び附属諸規約を添付すること、そして4名の住所と氏名が記されている。

定款には、商号を始め、事業目的が竹島のアシカの捕獲、製造販売であること、社員の出資額及び責任、評決や役員を選出方法、営業利益の積立割合などについて記載がある。

また、社員内規には、毎年の事業開閉にあたり総会を開くこと、内規に違反した者は社員権を喪失することなどが盛り込まれ、定約證では、社員の中で死亡や破産する者がある場合、その共同漁業権及び利益は相続人が取得することを取り決めている。

内容見本

竹島漁獵合資会社設立御届

私共儀申合ノ上共同事業トシテ竹島海驢漁業致シ度旨兼子テ出願罷在候処其共同条件ニ基キ此度合資会社ヲ設立シ別紙ノ如ク定款及ヒ附属諸規約ヲ締結仕明治三十八年六月六日ヲ以テ裁判所ノ登録ヲ受ケ候条此段御届仕候也

明治三十八年六月十三日

周吉郡西郷町大字西町字指向

中井養三郎

穂地郡五箇村大字久見

橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

周吉郡西郷町大字西町

加藤重蔵

隠岐島司東文輔殿

竹島漁獵合資会社約款

一目的

竹島海驢捕獲製造販売

一商号

竹島漁獵合資会社

一社員ノ氏名住所

島根県周吉郡西郷町大字西町字指向貳拾参番地

中井養三郎

島根県穂地郡五箇村大字久見貳百七拾四番地

橋岡友次郎

島根県周吉郡中村大字湊七百四拾番地

井口龍太

島根県周吉郡西郷町大字西町八尾二七番地

加藤重蔵

作成年月日	1905年(明治38年)6月13日
編著者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重蔵
発行者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重蔵
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用を行う (竹島資料室で複製本の閲覧可能)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一本店

島根県周吉郡西郷町大字西町指字向貳拾参番地

一社員ノ出資ノ種類

金銭

一各社員ノ出資額及責任

一金壹千貳百円 無限 中井養三郎
 一金六百九拾円 有限 橋岡友次郎
 一金六百九拾円 有限 井口龍太
 一金四百貳拾円 有限 加藤重蔵

一役員

業務執行社員ハ社員ノ内ヨリ評決ヲ以テ左ノ役員ヲ任免シ業務ヲ

分担処理セシム

一事務員壹名 一監督員 貳名

事務員ハ金銭ノ出納事務ヲ處理ス

監督ハ竹島ニ出張シ人夫ヲ指揮シ海驢捕獲製造及繁殖保護方法ヲ
 処理ス

一評決

本公司ニ於ケル評決ハ総社員ノ同意ヲ以テス若シ総社員ノ同意ヲ
 得サルトキハ各社員ノ過半数ニ依リ其過半数ヲ得サルトキハ出資額ノ
 過半数ニ依リ之ヲ決ス

但シ缺席シ若クハ意思ヲ表示セザルモノハ棄権ト見做ス

一評決ヲ要スル事項

業務執行ニ付評決ヲ要スル事項ハ左ノ如シ

一事業ノ方法予算決算及利益配当ノ件
 一役員ノ報酬慰勞賞与等ニ関スル件
 一捕獲物販売ニ関スル件

一積立金

営業純益総額ノ貳割ハ積立ツル事

一代理者

各社員ハ他ノ社員ノ評決ヲ得テ代理者ヲ置クコトヲ得

一捕獲方法

海驢繁殖保護ノ方法ハ曾テ中井養三郎ガ当該官庁ニ説明シタル
 意見ヲ採用スル事

一社員権ノ喪失

左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ本公司々員タルノ権ヲ失フ

一法令又ハ定款ニ違背シタルモノ

二不正ノ行為アリタルモノ

三竹島海驢漁業ノ許可ヲ取消サレタルモノ

一退社員ノ権利

退社員ハ出資ノ外持分ノ払戻シヲ受クルコトヲ得ズ

右之通りニ候也

明治三十八年六月三日

無限責任社員 中井養三郎

有限責任社員 橋岡友次郎

同上 井口龍太

同上 加藤重蔵

竹島漁獵合資会社々員内規

第壹条 明治三十八年五月二十日海驢漁業許可出願ニ際シ
 四名ノ間ニ締結シタル申合規約ハ本内規トシテ其効力ヲ存ス

第貳条 年々事業ノ開閉ニ当リ社員ノ通常總會ヲ開ク

第三条 分担事務ヲ処理スルモノハ各其事務ニ付其責ニ任ス

第四条 販売物ノ代金ハ問屋ヨリ直接会社ニ送達スル事

第五条 二重鍵ノ金庫ヲ備置キ緊要ナル書類及銀行ニ預ケ
 入ヲ為ス事能ハザル現金ヲ保蔵ス

但シ其出入ハ業務執行社員及事務員立会ノ上之レヲ為シ上鍵
 ハ事務員之ヲ保管シ内鍵ハ業務執行社員之ヲ保管ス

第六条 本内規ニ違背シタルモノハ本社ノ社員権ヲ喪失ス

第七条 本内規ハ評決ニ依リ改正増補スルコトヲ得

右互ニ遵守スヘキ事ヲ契約ス

明治三十八年六月三日

周吉郡西郷町大字西町

中井養三郎

穩地郡五箇村大字久見

橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

同郡西郷町大字西町

加藤重蔵

定約證

死亡破産又ハ禁治産ノ宣告ニ依リ竹島海驢共同捕獲ノ権ヲ失
 ヒタルモノアルトキハ其相続人ヲシテ権利及利益ヲ取得セシム
 ルコトヲ互ニ契約ス其證仍テ如件

明治三十八年六月三日

周吉郡西郷町大字西町

中井養三郎

穩地郡五箇村大字久見

橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

周吉郡西郷町大字西町

加藤重蔵

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島漁獵合資會社設立御届

私共職申合、上共同事業トシテ竹島海驢漁業致シ度
旨兼子テ出願罷在矣度其共同條件ニ基キ此度合
資會社ヲ設立シ別紙ノ如ク定款及ヒ附属諸規約ヲ締
結仕明治三十八年六月六日ヲ以テ裁判所ノ登録ヲ受ケ矣余
此段御届仕矣也

明治三十八年六月十三日

周吉郡西郷町大字西所字指白

中井養三郎

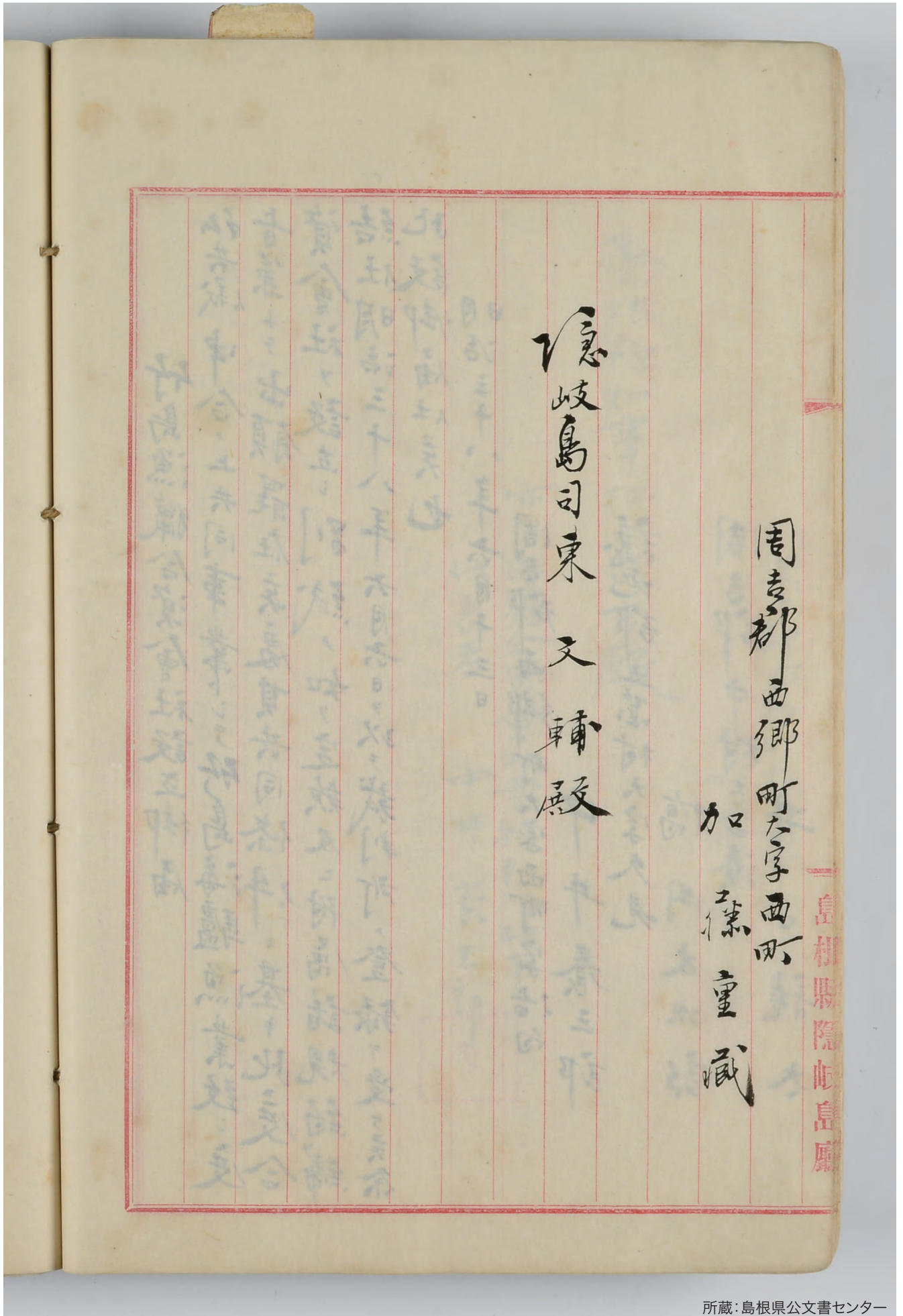
三志郡五箇村大字久見

橋岡友次郎

周吉郡中村大字湊

井口龍太

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



徳島司東 文輔殿

周吉郡西郷町大字西町

加徳重藏

島根県隠岐島廳

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島漁獵合資會社定款

一 目的

竹島海驢捕獲製造販賣

一 商号

竹島漁獵合資會社

一 社員ノ氏名住所

島根縣周吉郡 西郷町大字西町字指白

貳拾叁番地

中井春三郎

島根縣隱岐郡 五箇村大字久見貳百

七拾四番地

梅岡友次郎

島根縣周吉郡 中村大字湊七百四

島根縣公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

拾番地

島民縣周吉郡西郷町大字西所
八尾二七番地

井口 龍太

一本店

島民縣周吉郡西郷町大字西所字指白貳拾叁番地

加藤 重藏

一社員、出資、種類

金 銭

一各社員、出資額及責任

一金壹千貳百圓

無限

中井 養三郎

一金六百九拾圓

有限

橋岡 友次郎

一金六百九拾圓

有限

井口 龍太

島根縣隱岐島廳

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一金四百貳拾圓

有限

加藤重藏

一役員

業務執行社員、社員ノ内ヨリ評決ヲ以テ左ノ役員ヲ
任免シ業務ヲ分担處理セシム

一事務員 壹名

一監督員

貳名

事務員ハ金錢ノ出納事務ヲ處理ス

監督ハ竹島ニ出張シ人夫ヲ指揮シ海驢捕獲製造
及蕃殖保護方法ヲ處理ス

一評決

本會社ニ於ケル評決ハ總社員ノ同意ヲ以テス若シ總社
員ノ同意ヲ得サルトキハ各社員ノ過半数ニ依リ其過半数ヲ
得サルトキハ出資額ノ過半数ニ依リ之ヲ決ス

但シ缺席シ若クハ意思ヲ表示セサルモノハ棄權ト見做ス

島根県憲法

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一 評決ヲ要スル事 頂

業務執行ニ付評決ヲ要スル事 頂ハ左ノ如シ

一 事業ノ方法豫算決算及利益配當ノ件

一 役員ノ報酬慰勞賞與等ニ関スル件

一 補獲物販賣ニ関スル件

一 積立金

營業純益総額ノ割ハ積立ル事

一 代理者

各社員他ノ社員ノ評決ヲ得テ代理者ヲ置クト得

一 補獲方法

毎驢蕃殖保護ノ方法ハ曾テ中井養三郎ガ當該官

廳ニ説明シタル意見ヲ採用スル事

一 社員ノ喪失

島根縣隠岐島廳

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

左ノ各号ノ一ニ誤当スルモノハ本会社社員タルノ權ヲ失フ

一法令又ハ定款ニ違背シタルモノ

ニ不正ノ行為アリタルモノ

三竹島海鹽漢業ノ許可ヲ取消セントスルモノ

一退社員ノ權利

退社員ハ出資ノ外持分ノ拂戻シテ受クルコトヲ得ズ

右ニ通りニ矣也

明治三十八年六月三日

無限責任社員

中井養三郎

有限責任社員

橋岡友次郎

全

井口龍太

全

加藤重藏

島根縣農工部

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行島漁獵合資會社々員内規

策壹条

明治三十八年五月二十日海驢漁業許可出

願ニ際シ四名ノ間ニ締結シタル申合規約ハ本内規トシ

テ其効力ヲ存ス

策貳条

年々事業ノ開閉ニ当リ社員ノ通常總會ヲ

開ク

策三条

分担事務ヲ處理スルモ、ハ各其事務ニ付其責

ニ任ス

策四条

販賣物ノ代金、問屋ヨリ直接會社ニ送達ス

ル事

策五条

二重鍵ノ金庫ヲ備置キ緊要ナル書類及銀行

預ケ入ヲ為ス事能ハサル現金ヲ保藏ス

但シ其出入ノ業務執行社員及事務員三會ノ上之レヲ

島根縣立文書館

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根県隠岐島

為レ上 鍵ハ事務負之ヲ保管之内 鍵ハ業務執行社

負之ヲ保管ス

策六条 本内規ニ違背シタルモノハ本社、社員權ヲ喪失ス

策七条 本内規ハ評決ニ依リ改正増補スルコトヲ得

右互ニ遵守スルキ事ヲ契約ス

明治三十八年六月三日

周吉郡 西郷町大字西町

中井 養三郎

榎地郡 五箇村大字久見

高田 友次郎

周吉郡 中村大字湊

井口 龍太

今郡 西郷町大字西町

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

定約證
加藤重藏

死亡破産ノ禁治産ノ宣告ニ依リ竹島津驛共同浦
獲ハ権ヲ失ハルルモノトシテ其相續人トシテ推測及
利益ヲ取得スルモノトシテ互ニ契約ノ其證トシテ如何
明治二十八年六月三日

岡吉郎 西御所大字西町

中井泰三郎

尾池郎 五箇町字久見

高宮文次郎

岡吉郎 中村大字津

井口 龍太

岡吉郎 西御所大字西町

加藤重藏

島根県歴史資料館

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

定約證

死亡破産又ハ禁治産ノ宣告ニ依リ竹島海驢共同捕獲ノ權ヲ失ヒタルモノアルトキハ其相續人ヲシテ權利及利益ヲ取得セシムルコトヲ互ニ契約ス其證仍テ如件

明治三十八年六月三日

周吉郡 西郷町大字西町

中井養三郎

徳地郡 五箇村大字久見

橋宝友次郎

周吉郡 中村大字湊

井口龍太

周吉郡 西郷町大字西町

加口 藤重藏

島根県系憲支島憲

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



竹島におけるアシカ漁業の許可証明（漁業鑑札）

海驢漁業鑑札

1920年（大正9年）5月5日ほか

資料概要

1905年（明治38年）4月、島根県の漁業取締規則が改正され、竹島におけるアシカ漁業が島根県知事の許可漁業となった（→No.9）。その後、中井養三郎ら4名から竹島におけるアシカ漁業の許可願を受けて島根県はそれを許可するとともに、それを証明する鑑札を交付した（→No.12）。許可にあたっては期間が定められ、期限が迫るとアシカ漁業を希望する者は再度許可願を島根県に提出し許可を受けた（P13参照）。

許可の都度交付された漁業鑑札のうち、①1920年（大正9年）5月5日、②1929年（昭和4年）1月21日、③1934年（昭和9年）1月20日、④1943年（昭和18年）11月12日付けの鑑札の写しがこの資料である。①は中井養三郎の子息である中井養一宛、②③は竹島におけるアシカ漁業の権利を継承した八幡長四郎ほか2名宛、④は八幡長四郎宛となっている。

許可事項には漁場として竹島の周囲であることが示され、漁業時期、船舶の種類及び隻数、従業者の員数、許可期間等が示され、アシカ漁業に従事するときはこの鑑札を携帯することと注意書きがある。

作成年月日	1920年（大正9年）5月5日、1929年（昭和4年）1月21日 1934年（昭和9年）1月20日、1943年（昭和18年）11月12日
編著者	-
発行者	島根県
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	隠岐郷土館
利用方法	隠岐郷土館で閲覧する（ホームページ掲載写真の利用は 隠岐の島町総務課竹島対策室へ問い合わせを行う）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

内容見本

①1920年(大正9年)5月5日付鑑札

九第壹五参号

周吉郡西郷町

中井養一

海驢漁業鑑札

大正九年五月五日 島根県

許可事項

一、漁場 竹島沿海

一、漁獲物ノ種類 海驢

一、漁業時期 自五月至八月

一、船舶ノ種類及隻数 日本型漁船壹隻

一、従業者ノ員数

一、許可期間 五箇年

一、条件又ハ制限

注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

②1929年(昭和4年)1月21日付鑑札

四第一八号

穩地郡五箇村大字久見八幡長四郎

同所 池田幸一

同所 橋岡忠重

海驢 漁業鑑札

昭和四年一月二十一日 島根県

許可事項

一、漁場 竹島ノ周囲

一、漁獲物ノ種類 海驢

一、漁業時期 自二月一日 至十一月三十日

一、船舶ノ種類及隻数 発動機船海福丸八二噸 拾五馬力 壹隻

一、従業者ノ員数 八人

一、許可期間 五箇年

一、条件又ハ制限

注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

③1934年(昭和9年)1月20日付鑑札

九第一〇号

穩地郡五箇村大字久見

八幡長四郎外貳名

海驢 漁業鑑札

昭和九年一月二十日 島根県

許可事項

一、漁場 竹島ノ周囲

一、漁獲物ノ種類 海驢

一、漁業時期 自二月一日 至十一月三十日

一、船舶ノ種類及隻数 石油発動機船壹隻美喜丸四噸拾馬力

一、従業者ノ員数 八人

一、許可期間 箇年 自昭和九年一月二十日 至昭和拾四年一月十九日

一、条件又ハ制限

注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

④1943年(昭和18年)11月12日付鑑札

一八第参四四五号

住所穩地郡五箇村大字久見

氏名八幡長四郎

外貳名

海驢 漁業鑑札

昭和拾八年拾壹月拾貳日 島根県

許可事項

一、漁場 竹島ノ周囲

一、漁獲物ノ種類 海驢

一、漁業時期 自二月一日 至十一月三十日

一、船舶ノ種類及隻数 発動機船第十神福丸壹隻一三屯三九馬力

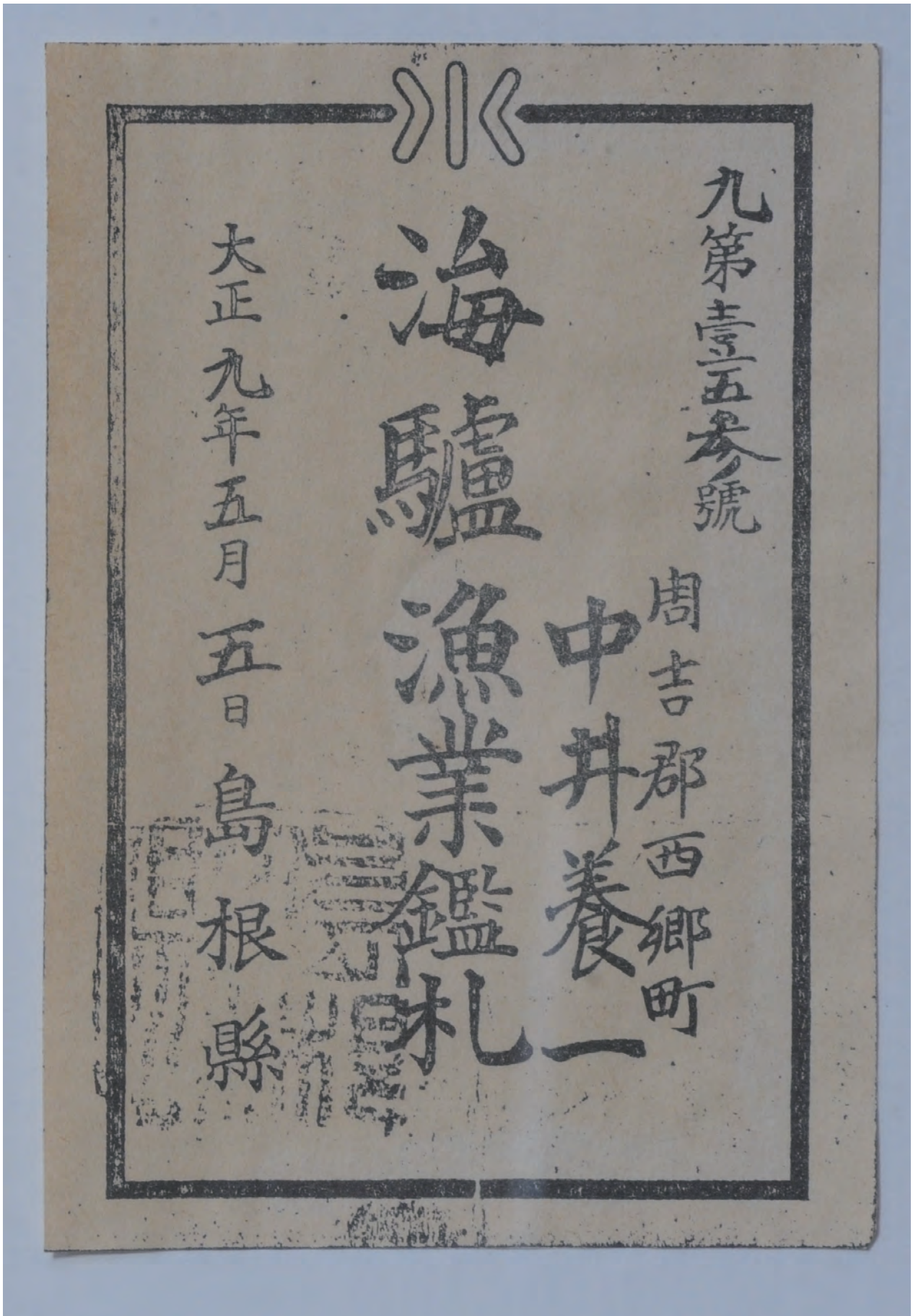
一、従業者ノ員数 八人

一、許可期間 自昭和十八年十一月十二日 至昭和二十三年十一月三十日

一、条件又ハ制限

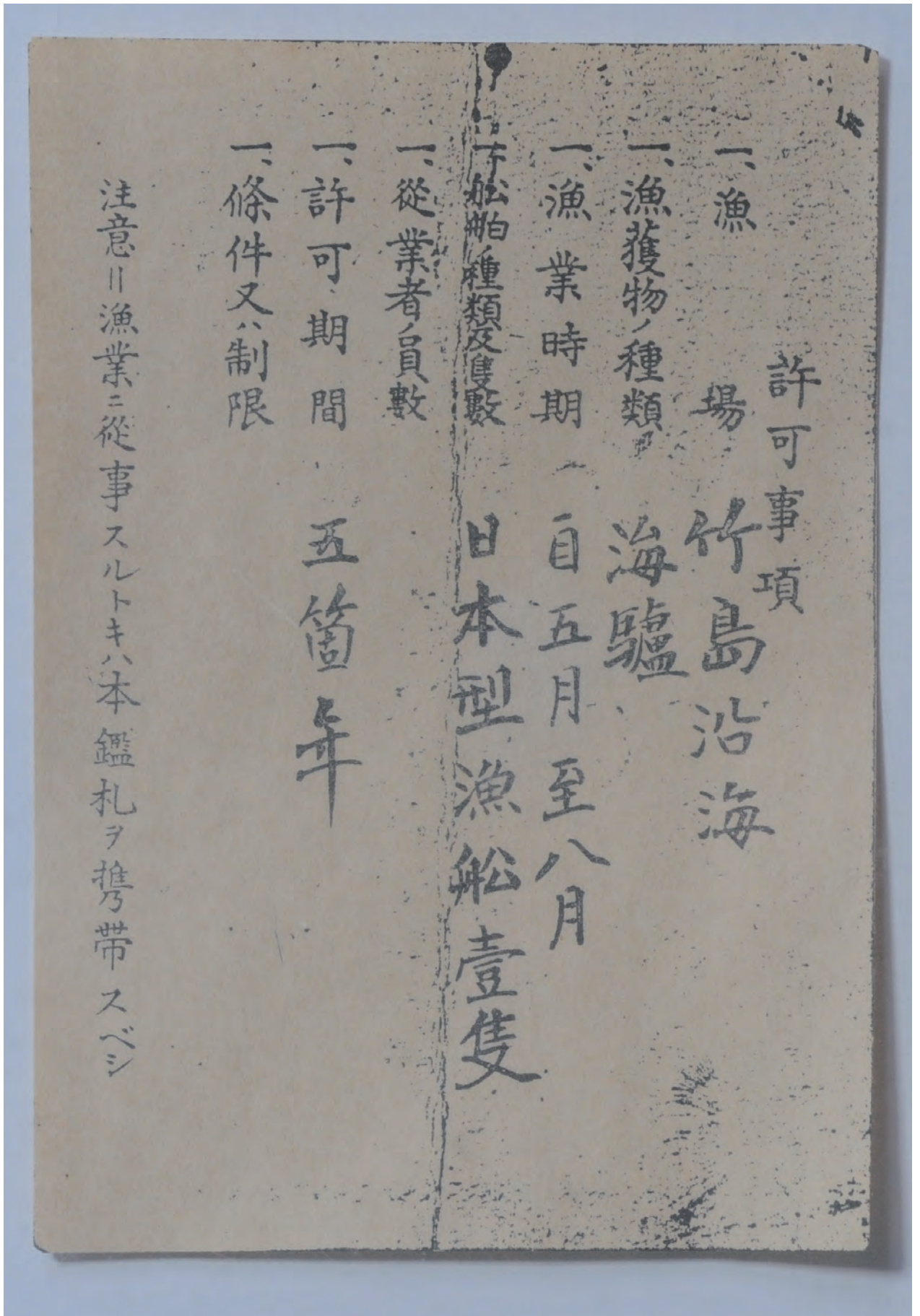
注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



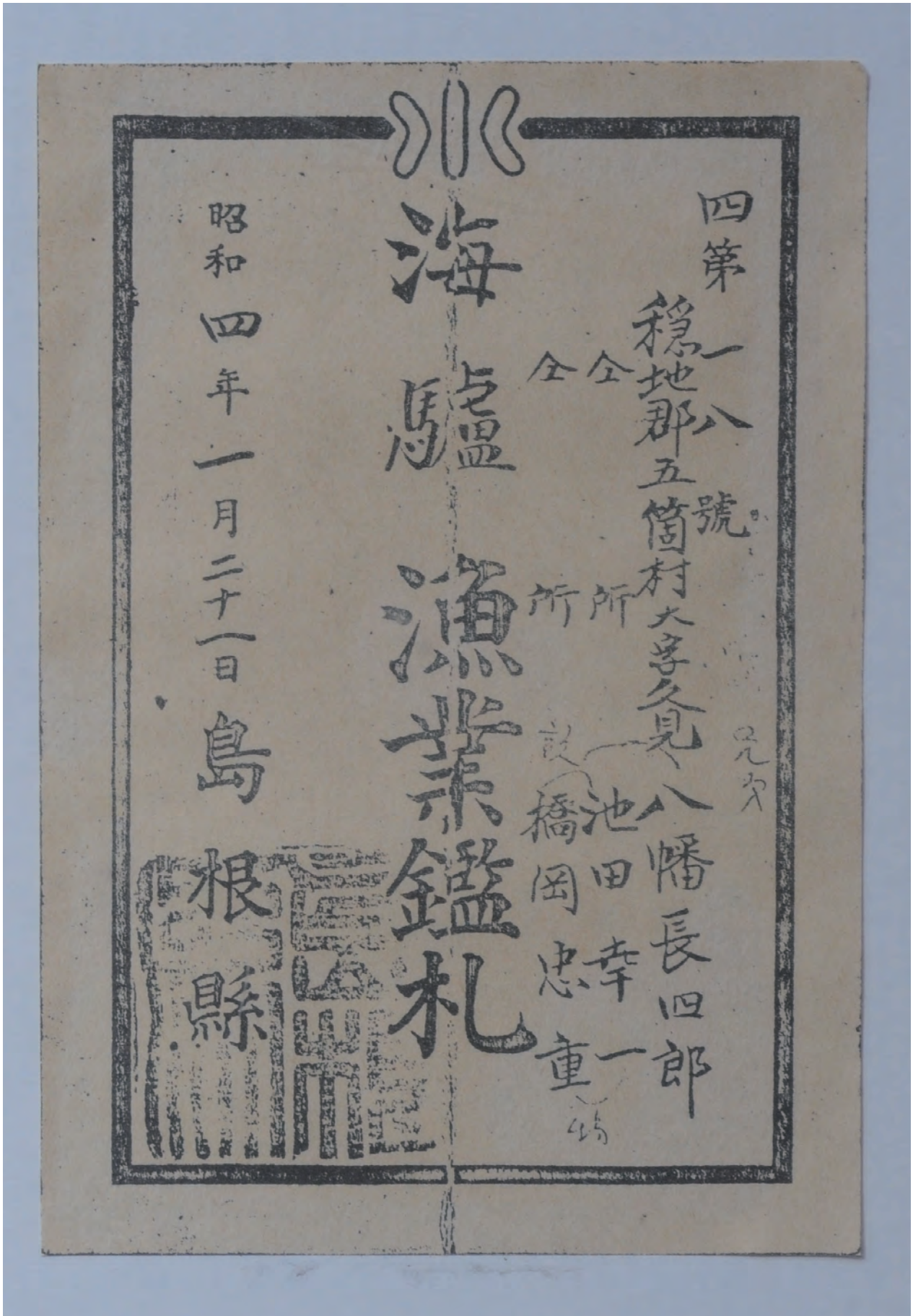
©1920年(大正9年)5月5日付 所蔵: 隠岐郷土館(隠岐の島町)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



①1920年(大正9年)5月5日付 所蔵:隠岐郷土館(隠岐の島町)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



©1929年(昭和4年)1月21日付 所蔵: 隠岐郷土館(隠岐の島町)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

許可事項

一 漁 場所 竹島、周囲

一 漁獲物種類 海 鱸

一 漁業時期 自二月一日 至十一月三十日

一 船舶種類及隻數 汽動機船 海福丸 八噸 於五馬力 壹隻

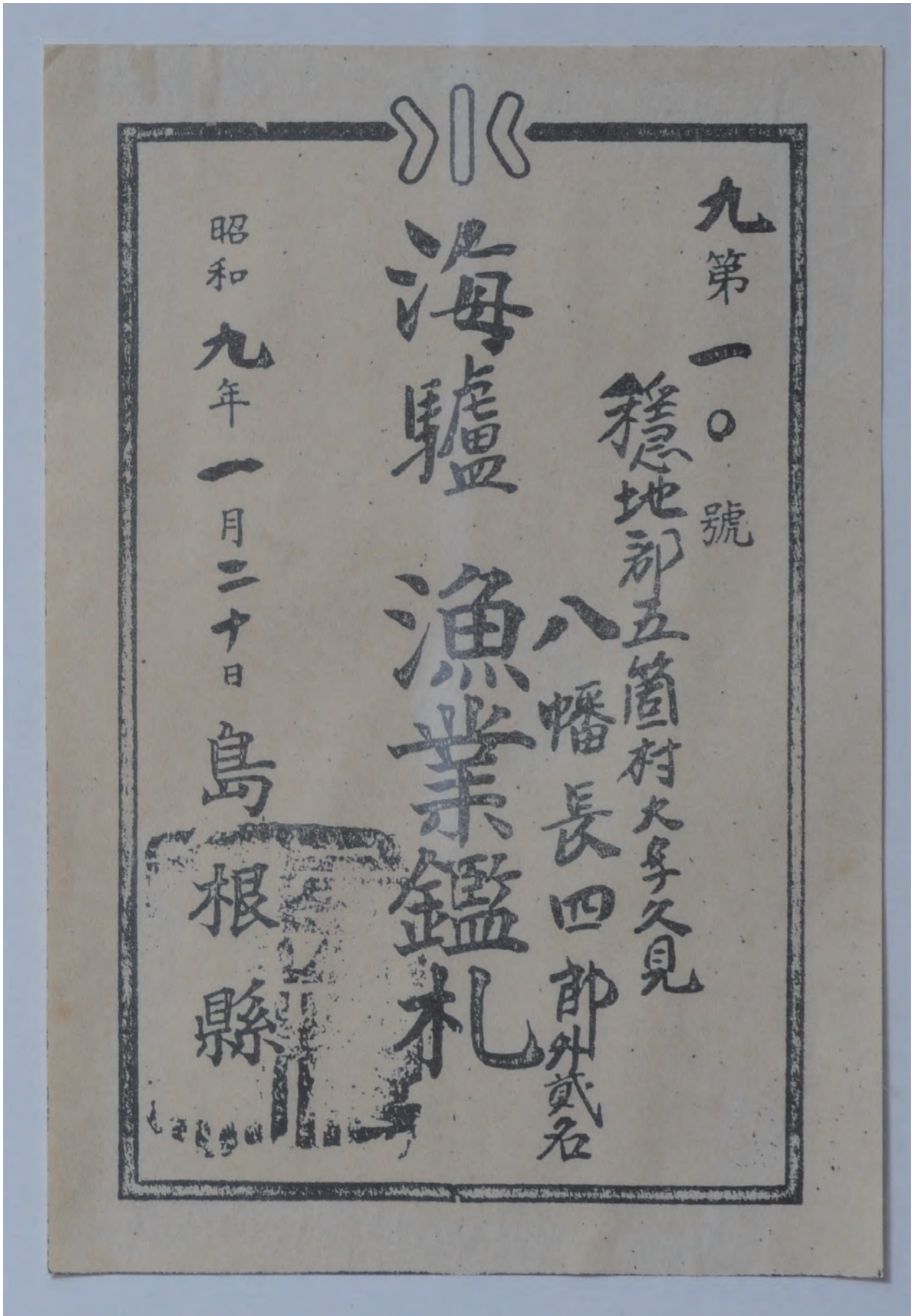
一 従業者ノ負數 八 人

一 許可期間 五 箇年

一 條件又ハ制限

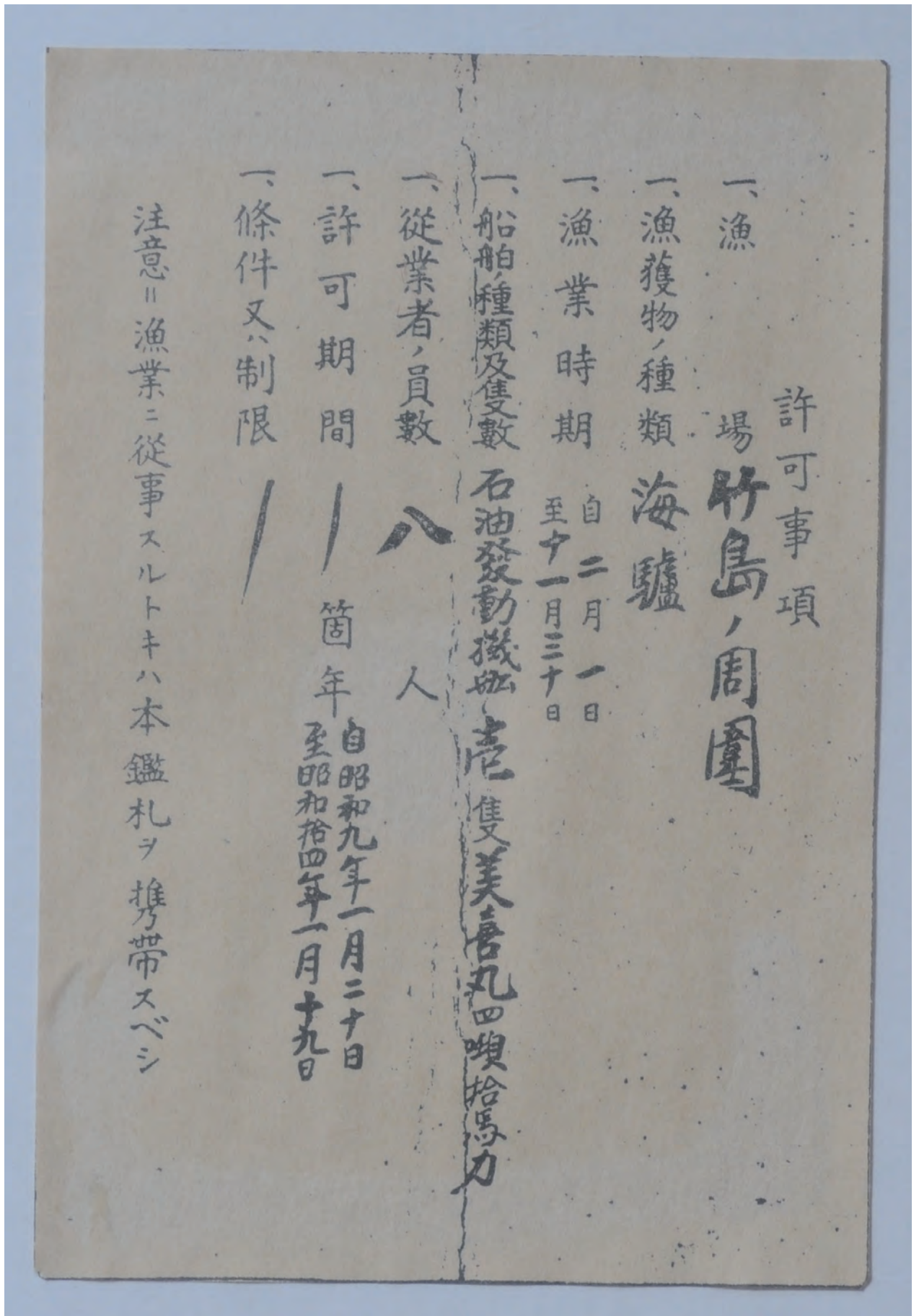
注意 漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



©1934年(昭和9年)1月20日付 所蔵: 隠岐郷土館(隠岐の島町)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



許可事項

場 竹島、周圍

一、漁獲物種類 海驢

一、漁業時期 自二月一日 至十一月三十日

一、船舶種類及隻数 石油發動機 壹隻 美喜丸 四噸拾馬力

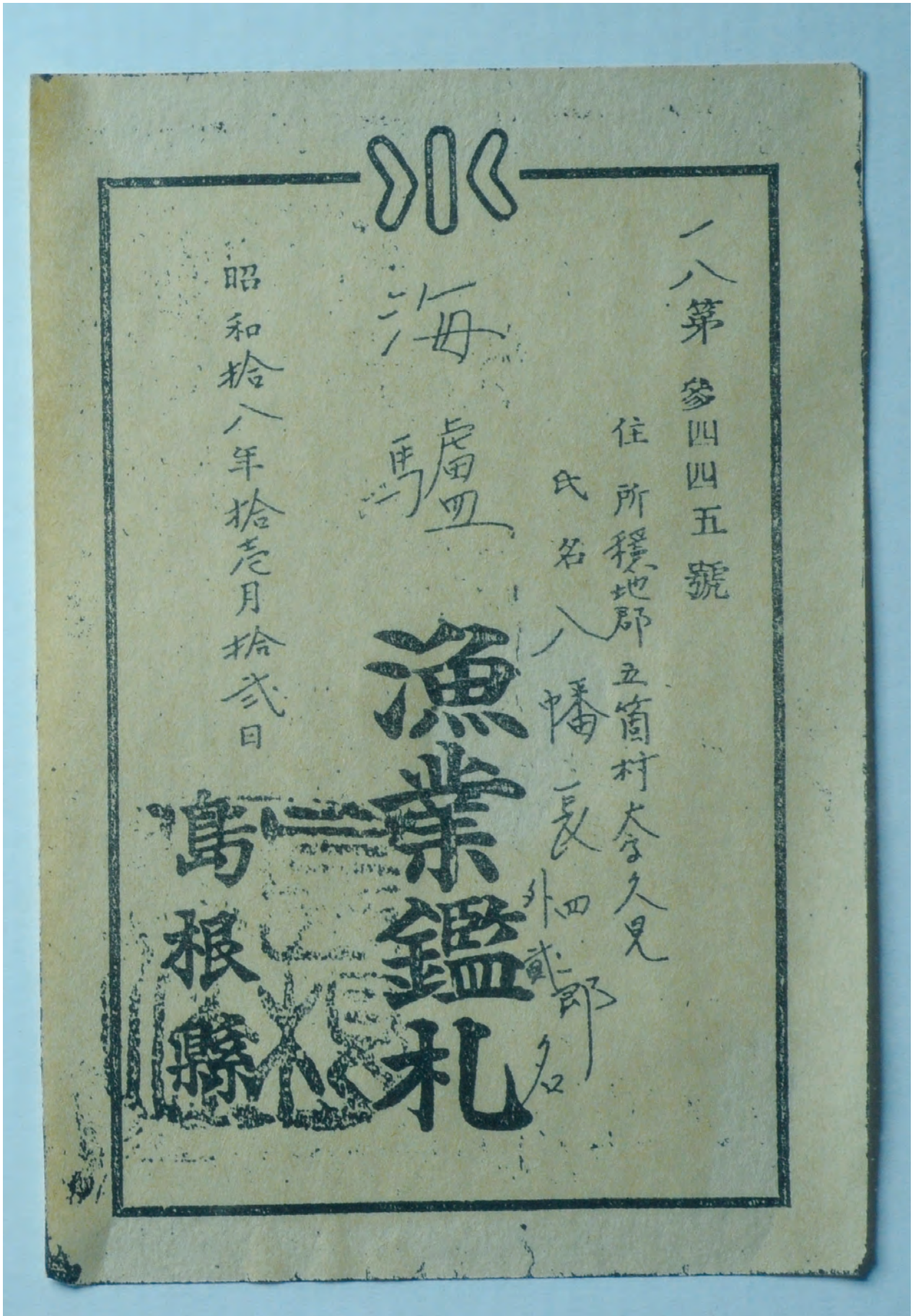
一、従業者員数 八 人

一、許可期間 箇年 自昭和九年一月二十日 至昭和十四年一月十九日

一、条件又制限

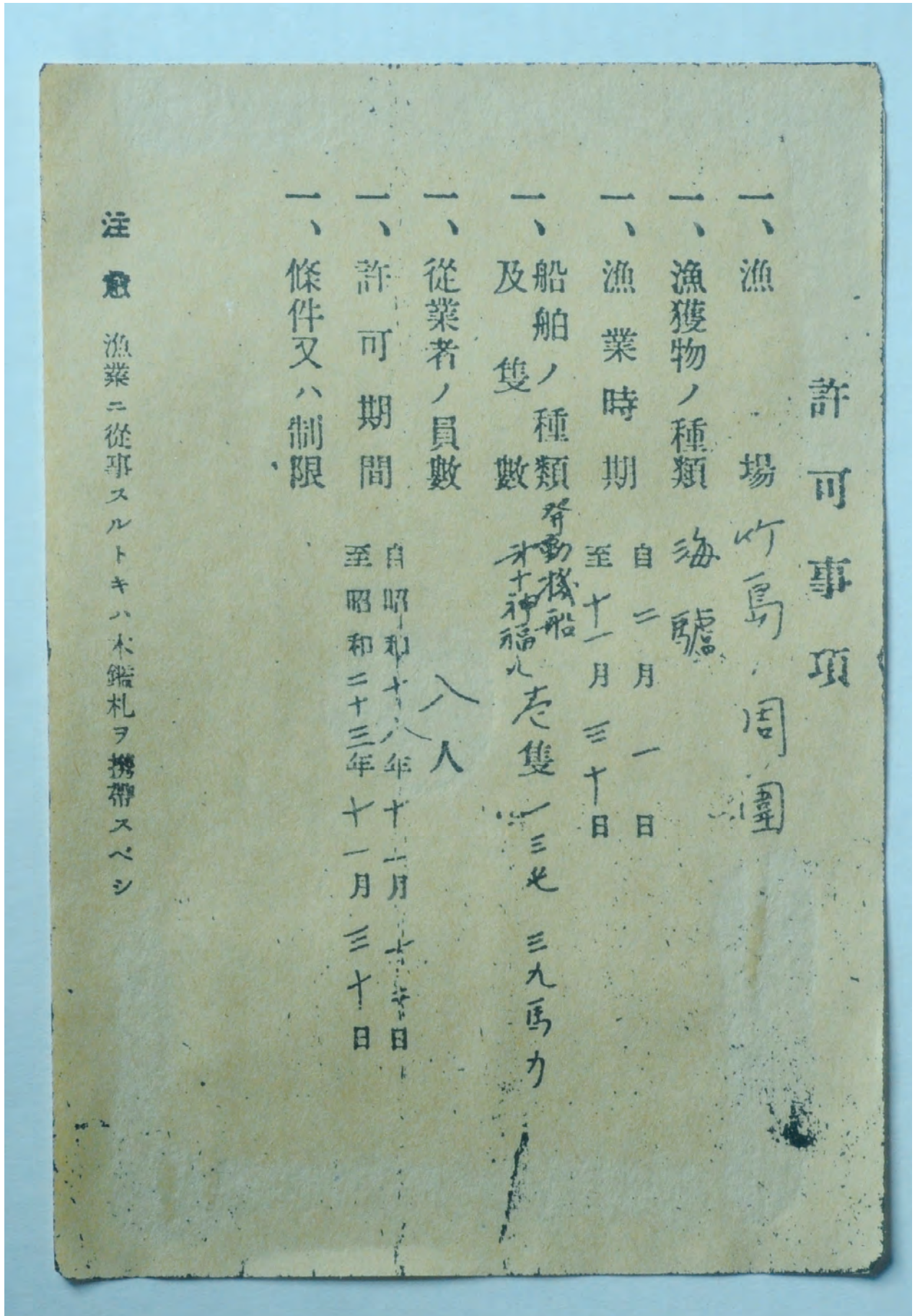
注意 漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帶スベシ

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



④1943年(昭和18年)11月12日付 所蔵: 隠岐郷土館(隠岐の島町)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



④1943年(昭和18年)11月12日付 所蔵: 隠岐郷土館(隠岐の島町)

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）

竹島におけるアシカ漁業以外の漁業や水産動植物類の採捕を禁止
島根県令第48号（漁業取締規則）

1908年（明治41年）6月30日

資料概要

この資料は、島根県漁業取締規則を改正し、竹島におけるアシカ漁業以外の漁業や水産動植物類の採捕を禁止する県令である。

竹島においてアシカ漁業を希望する4名は、1905年（明治38年）6月5日付で島根県知事から許可を受け（→No.10）、竹島漁猟合資会社（→No.11、12）を組織して竹島におけるアシカ漁業を開始した。その後、同社は、密漁を防止し、アシカの保護を図る上で竹島の全島借用とその地先水面使用の必要性を感じ（※1）、翌1906年（明治39年）4月30日、竹島の全島借用と地先水面の占用免許を島根県知事に申請した。しかし、官有地借用については許可が与えられなかったが（※2）、地先水面の占用免許は与えられなかった。

そのため同社は、1907年（明治40年）に再度これを島根県知事に申請したが、隠岐島司の意見に基づき（※3）、島根県知事は、1908年（明治41年）6月30日付の県令によって1902年（明治35年）の漁業取締規則（→No.9）を改正し、第8条の改正によって、竹島及びその地先20丁以内でアシカ漁業以外の漁業を禁止する規定が追加された。

- ※1 「竹島経営ニ関スル陳情書」（1906年4月30日）『竹嶋』（島根県公文書センター所蔵）
- ※2 「島根県地第2034号」（1906年7月2日）『涉外関係綴（竹島関係綴） 昭和28年度』（島根県竹島資料室所蔵）
- ※3 「甲農第91号」（1907年8月7日）『竹島貸下・海驢漁業書類』（島根県公文書センター所蔵）

作成年月日	1908年（明治41年）6月30日
編著者	島根県知事（若林資蔵）
発行者	島根県
収録誌	島根県令 明治41年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う （島根県竹島資料室で複製本の閲覧可）

内容見本

島根県令第四十八号

明治三十五年十一月本県令第三百十号漁業取締規則中左ノ通り更正シ本年七月一日ヨリ施行ス

明治四十一年六月三十日 島根県知事若林資蔵

一、第一条ヲ左ノ通り更正ス

漁業法施行規則第五十六条ニ掲クル漁業ノ外左ニ掲クル漁業ヲ為サントスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ第七号ノ漁業ハ明治三十八年二月本県告示第四十号所定竹島ニ於ケルモノニ限り又第八号乃至第十一号ノ漁業ハ湖沼河川ニ於ケルモノニ限ル

- 一、打瀬網漁業 二、手繰網漁業
三、鮎掛網漁業 四、笄網漁業
五、白魚張切網漁業 六、一定ノ曳揚場ヲ有セサル地曳網漁業
七、海驢漁業 八、浮網漁業
九、縄網漁業 十、公魚掛網漁業
十一、張切網漁業（定置漁業ニ属セサルモノ）

前項漁業ノ許可ヲ為シタルトキハ漁業鑑札ヲ下付ス

一、第二条ヲ左ノ通り更生ス

漁業許可ノ期間ハ潜水器漁業ニアリテハ一箇年以内其ノ他ノ漁業ハ五箇年以内トス

一、第三条ヲ左ノ通り更正ス

漁業許可ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ張切網、浮網、公魚掛網漁業ノ願書ニハ左記各号ノ外漁具敷設ノ形状及区域ヲ記載シタル図面貳通ヲ添付スヘシ

- 一、漁業ノ名称
二、漁業ノ場所
三、漁具ノ構造及其ノ使用法
四、漁獲物ノ種類
五、漁業時期
六、許可期間

（中略）

一、第八条ニ左ノ一項ヲ追加ス

竹島（明治三十八年二月本県告示第四十号）及其ノ地先二十丁以内ニ於テ海驢漁業以外ノ漁業ヲ禁ス

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣令第四十八號

明治三十五年^{即ち}本縣令第三百三十號漁業取締規則中左ノ通り更正シ本年七月一日ヨリ施行ス

明治四十一年六月三十日

島根縣知事若林寶藏

一、第一條ヲ左ノ通り更正ス

漁業法施行規則第五十六條ニ掲クル漁業ノ外左ニ掲クル漁業ヲ爲サントスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ第七號ノ漁業ハ明治三十八年二月本縣告示第四十號所定竹島ニ於ケルモノニ限り又第八號乃至第十一號ノ漁業ハ湖沼河川ニ於ケルモノニ限ル

一、打瀬網漁業

二、手繰網漁業

三、飯掛網漁業

四、笄網漁業

五、白魚張切網漁業

六、一定ノ曳揚場ヲ有セサル地曳網漁業

七、海鱸漁業

八、浮網漁業

九、縫網漁業

十、公魚掛網漁業

十一、張切網漁業

(定置漁業ニ屬セサルモノ)

前項漁業ノ許可ヲ爲シタルトキハ漁業鑑札ヲ下付ス

一、第二條ヲ左ノ通り更正ス

漁業許可ノ期間ハ潜水器漁業ニアリテハ一箇年以内其ノ他ノ漁業ハ五箇年以内トス

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

- 一、第三條ヲ左ノ通り更正ス
- 漁業許可ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ張切網、浮網、公魚掛網
 漁業ノ願書ニハ左記各號ノ外漁具敷設ノ形狀及區域ヲ記載シタル圖面貳通ヲ添付スヘ
 シ
- 一、漁業ノ名稱
- 二、漁業ノ場所
- 三、漁具ノ構造及其ノ使用法
- 四、漁獲物ノ種類
- 五、漁業時期
- 六、許可期間
- 一、第五條ヲ左ノ通り更正ス
- 漁業鑑札ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ若クハ住所氏名ニ變更アリタルトキハ其ノ事由ヲ
 具シ速ニ再渡下付又ハ書換ヲ申請スヘシ
- 漁業許可ヲ受ケタル者死亡、廢業又ハ許可期間滿了シタルトキハ三十日以内ニ相續人
 又ハ本人ヨリ其ノ旨届出テ鑑札ヲ返納スヘシ
- 一、第七條中投網ノ下及四手網ノ下ニ左ノ割註ヲ加フ
- 一、投網ノ丈三尋以上 柄持網（堅持網トモ云フ）
 一、投網ノモノヲ除ク
- 一、第八條ニ左ノ一項ヲ追加ス
- 一、四手網ヲ除ク

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島(明治三十八年二月)本縣告示第四十號)及其ノ地先二十丁以内ニ於テ海驢漁業以外ノ漁業ヲ禁ス

一、第九條中左ノ通り更正ス

第一號ノニ、罾網漁 四月ヨリ六月マテ

第二號ノロ、鮎漁 二月一日ヨリ五月三十一日マテ及十月十日ヨリ十一月二十日マテ

全 二、魴築類漁 一月一日ヨリ六月三十日マテ及十月十日ヨリ十一月二十日マテ

全 へ、張切網漁、チャグリ掛漁 十月十日ヨリ十一月二十日マテ

第四號ノハ、捕鮑 九月一日ヨリ十二月三十一日マテ

一、第十二條中二十間以内ノ下ニ左ノ十九字ヲ挿入ス

「又不動ノ篝火ヲ使用スル場合ニハ百間以内」

一、第十三條ヲ左ノ通り更正ス

慣行ニ因リ免許ヲ受ケタル漁業ハ特ニ制限ヲ設クルニ非サレハ他ノ免許漁業保護區域

ニヨリ其ノ漁業ヲ妨ケラル、コトナシ

一、第二十條中「第二十二條」ノ五字ヲ削除シ「第四條」ノ下へ「第五條第二項」ノ六字ヲ挿

入ス

一、第二十二條ヲ削除ス

一、第二十四條中「戸長役場」ヲ削除シ「漁業ヲ爲ス水面」ヲ「漁場」ト更正シ但書中「水面

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

管轄」ヲ「漁場管轄」ト更正ス

一、附則第二十五條ヲ左ノ通り更正ス

從來本縣漁業取締規則ニ依リ許可ヲ受ケタル漁業ニシテ其ノ許可期間ニ制限ナキモノ
又ハ第二條ノ期間ヲ超ユルモノハ本縣令施行ノ日ヨリ起算シ向フ五ケ年間許可ヲ受ケ
タルモノト看做ス

一、附則第二十六條ヲ削除ス

島根縣

島根縣

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締(漁業関連)



竹島におけるアシカ漁業以外の漁業を制限する区域を図示

島根県令第54号

1911年(明治44年)12月30日

資料概要

この資料は、1911年(明治44年)12月に新たに制定された島根県漁業取締規則である。引き続き竹島におけるアシカ漁業は県知事の許可漁業に指定され、また、竹島とその地先水面におけるアシカ漁業以外の水産物の採捕禁止も継続されるとともに(第3章「繁殖保護及取締」第15条)、アシカ漁業の許可範囲(水産物の採捕禁止範囲)が付図により示された(朱線で表示された)。

内容見本

島根県令第五十四号

漁業取締規則左ノ通定ム

明治四十四年十二月三十日 島根県知事高岡直吉

漁業取締規則

第一章総則

第一条 左ニ掲クル漁業ヲ為サムトスル者ハ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ但シ専用漁業権ニ依リテ為ス場合ハ此限ニ在ラス

一、白魚建網漁業(定置漁業ニ該当セサルモノ)

二、公魚建網漁業(同上)

三、鯷地曳網漁業(一定ノ曳揚場ヲ有セサルモノ)

四、鯷巾着網漁業

五、鯷揚線網漁業

六、手繰網漁業

七、笄網漁業

八、打瀬網漁業

九、鰯敷網漁業(一定ノ網場ヲ有セサルモノ)

十、網笠漁業

十一、鰯釣漁業

十二、海驢漁業(刺網、撲殺、銃殺)

十三、雑魚船曳網漁業(一定ノ曳寄場ヲ有セサルモノ)中海ニ於ケルモノニ限ル

十四、雑魚旋網漁業 中海ニ於ケルモノニ限ル

十五、雑魚建網漁業(一定置漁業ニ属セサルモノ) 河川湖沼ニ於ケルモノニ限ル

前項ノ許可ヲナシタルトキハ一漁業毎ニ鑑札ヲ下付ス

(略)

第十五条 左ニ掲クル区域内ヲ禁漁区トシ水産動植物ノ採捕ヲ禁ス

(略)

五、竹島(明治三十八年二月本県告示第四十号)及其ノ地先別紙第五号図朱線内ノ区域但シ海驢漁業ハ此限ニ在ラス

作成年月日	1911年(明治44年)12月30日
編著者	島根県知事(高岡直吉)
発行者	島根県
収録誌	島根県令 明治44年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣令第五十四號

漁業取締規則左ノ通定ム

明治四十四年十二月三十日

島根縣知事高岡直吉

漁業取締規則

第一章 總則

第一條 左ニ掲クル漁業ヲ爲サムトスル者ハ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ但シ専用漁業權

ニ依リテ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

一、白魚建網漁業(定置漁業ニ該當セサルモノ)

二、公魚建網漁業(全上)

三、鯉地曳網漁業(一定ノ曳揚場ヲ有セサルモノ)

四、鯉巾着網漁業

五、鯉揚線網漁業

六、手繰網漁業

七、笄網漁業

八、打瀬網漁業

九、鰯敷網漁業(一定ノ網場ヲ有セサルモノ)

島根縣

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

- 十、網罟漁業 罟
 - 十一、罾釣漁業 罾
 - 十二、海鱸漁業 刺網、撲殺
(銃殺)
 - 十三、雑魚船曳網漁業 一定ノ曳寄場ヲ
(有セサルモノ) 中海ニ於ケルモノニ限ル
 - 十四、雑魚旋網漁業 中海ニ於ケルモノニ限ル
 - 十五、雑魚建網漁業 一定置漁業ニ
(屬セサルモノ) 河川湖沼ニ於ケルモノニ限ル
- 前項ノ許可ヲナシタルトキハ一漁業毎ニ鑑札ヲ下付ス
- 第二條 漁業者ニ非スシテ水産動植物ヲ捕採スル者ハ左ニ掲タル漁具ノ外使用スルコトヲ得ス
- 一、網丈三尋未滿ノ投網
 - 二、網方三尋未滿ノ四ツ手網
 - 三、攪
 - 四、網裾一尋未滿ノ叉手
 - 五、竿釣及手釣
 - 六、鎌及挾綬器 肥料藻採取ニ限ル
- 第三條 養殖、學術、研究其ノ他特別ノ理由ニ依リ漁業法第三十四條ニ基キ制限禁止シタル左記事項ヲ爲サムトスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

六、許可期間

第十二條 漁業法施行規則第一條但書ニ規定セル漁業ニ關シ出願、申請及届出ヲ爲サムトスル者ハ別ニ副本一通ヲ添附スヘシ

第十三條 漁業法施行規則第十二條第七號第十三條第一號第二號及其ノ他工作物等ノ施設ヲ要スル漁業ヲ爲サムトスル者ハ漁業免許願書ニ公有水面使用免許ニ關スル事項ヲ併記スヘシ但シ慣行アル場所ニ於テ其ノ慣行ニ從ヒ漁業ヲ爲ス者ハ此限ニ在ラス

前項願書ニハ水面使用ノ面積ヲ記載シ漁場圖ノ外丈量圖竝地況圖ヲ添附スヘシ

第十四條 漁業ニ關スル願書、申請及届出ニシテ農商務大臣又ハ知事ニ提出スヘキモノハ漁場ヲ管轄スル町村役場及島廳郡市役所ヲ經由スヘシ但シ漁場管轄ノ行政廳明確ナラサルトキ又ハ漁場管轄ノ行政廳二以上ニ屬スルトキハ居住地ノ行政廳ヲ經由スヘシ
河川ニ於ケル前條ノ願書ハ前項ノ外土木管區員派出所ヲ經由スヘシ
漁業登録ニ關スル申請、届出ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第三章 蕃殖保護及取締

第十五條 左ニ掲クル區域内ヲ禁漁區トシ水産動植物ノ採捕ヲ禁ス

- 一、松江市内諸堀別紙第一號圖朱線内ノ區域及本區域内ニ於テ之ト一体ヲ爲ス水面（水底、水中、及水ノ表面ヲ含ム以下之ニ倣フ）但シ竿釣及七月一日ヨリ十二月三十一日迄水産植物ヲ採取スルハ此限ニ在ラス
- 二、簸川郡東村ヨリ全郡莊原村ニ至ル地先宍道湖別紙第二號圖朱線内ノ區域但シ毎年

〇三

島

根

縣

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ハ此限ニ在ラス

三、簸川郡出東村及莊原村地先宍道湖別紙第二號圖二重朱線内ノ區域但シ四月一日ヨリ十二月三十一日迄ハ此限ニ在ラス

四、邑智郡川戸村ヨリ那賀郡川平村ニ至ル郷川流域別紙第三號圖朱線内ノ區域及美濃郡中西村ヨリ全郡高津村ニ至ル高津川本流域別紙第四號圖朱線内ノ區域但シ日出中目網二寸以上(本則ニ於ケル網目ノ寸法ハ曲尺ヲ以テ計)ノいた刺網漁業及毎年十一月二十一日ヨリ翌年十月九日迄ハ此限ニ在ラス

五、竹島(明治三十八年二月本縣告示第四十號)及其ノ地先別紙第五號圖朱線内ノ區域但シ海驢漁業ハ此限ニ在ラス

第十六條 左ニ記載シタル水産動植物ハ各號定ムル所ノ期間採捕、販賣又ハ所持スルコトヲ得ス

一、殻長三寸五分赤末滿ノ鮑
自一月一日至十二月三十一日

二、殻長三寸五分赤以上ノ鮑
自九月一日至十二月三十一日

三、体長七寸赤末滿ノ鰻
自一月一日至十二月三十一日

四、鮎
自二月一日至五月三十一日

五、宍道湖ニ於ケル水産植物
自三月一日至六月三十日

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

正 誤

明治四十四年十二月島根縣令第五十四號漁業取締規則第一條一項十一號「鱈」ハ「鱈」
 十二號「海鱸」ハ「海鱸」第三條一項一行「依リ」ハ「因リ」第八條二項一行「モノ」ハ
 「者」第十五條一號（）内「做」ハ「倣」四號三行「目網」ハ「網目」第十八條五號（）
 内「倣」ハ「做」第十九條六號「綱」ハ「網」九號二行「郷津村」ハ「江津村」第二十
 四條一行「道路」ハ「通路」四行「重複」ハ「重複」第四章「罰則」ハ「罰則」第三十
 一條二行「罰金」ハ「罰金」同行「前項」以下ノ文字ハ第二項第三十七條二行「所分」
 ハ「處分」三行「従前」ハ「従來」第十六條一項一號及三號第十九條九號三行第二十條
 三號第三十二條一行各「未滿」ハ「未滿」ノ孰モ誤
 第九條二項一行「共同漁業者」ノ下「ニ」ノ一字第十四條三行「行政廳ヲ經由スヘシ」
 ノ下「」第十六條二項二行「禁止」ノ下「期」ノ一字ヲ脱ス
 第十七條一號二行「此」ノ下「ノ」ノ一字第二十九條二行「若」ノ下「ク」ノ一字第三十
 六條二行「但シ許可」ノ下「ノ」ノ一字ヲ削ル

明治四十五年一月

島 根 縣

島 根 縣

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



竹島周辺海面でアシカ漁業者に限り海藻、貝類の採取を許可

島根県令第21号（漁業取締規則改正）

1921年（大正10年）4月1日

資料概要

1921年（大正10年）4月、島根県は1911年（明治44年）の島根県令第54号（島根県漁業取締規則）を改正し、アシカ漁業者に対して、許可海面において（→No.15）、海藻、貝類の採取を行えるようにした。この資料は、それを島根県報で報じたもの。

1911年（明治44年）の島根県令第54号では、第15条で竹島とその地先における水産動植物の採捕を禁止していたが、指定区域内でのアシカ漁業を許可していた。この改正では、その指定区域内で、アシカ漁業者に限って、テングサ、ノリ、ワカメ、サザエ、アワビ、カラス貝等を採取することを認めた。

内容見本

島根県令第二十一号

明治四十四年十二月島根県令第五十四号漁業取締規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日島根県知事財部實秀

（略）

第十五条第一号、第二号、第五号及第六号ヲ左ノ如ク改メ仍第七号ノ次ニ左ノ二号ヲ加フ

（略）

五 但書ヲ「但シ許可ヲ受ケタル海驢漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、榮螺、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス」ニ改ム

（略）

作成年月日	1921年（大正10年）4月1日
編著者	島根県知事（財部實秀）
発行者	島根県
収録誌	島根県報第508号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣報第五百八號 大正十年四月一日 (第三國郵便物認可)

五八

大正九年三月島根縣令第二十號島根縣立工業學校修道館學則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

島根縣知事 財部實秀

第三十條中「壹圓七拾錢」ヲ「貳圓ニ」改ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●島根縣令第二十號

大正八年二月島根縣令第二號副業獎勵費補助規程左ノ通改正ス

大正十年四月一日

島根縣知事 財部實秀

第二條第一項第十一號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ知事ニ於テ適切ト認メタル場合ニハ町村以上ヲ區域トスル組合又ハ團體

●島根縣令第二十一號

明治四十四年十二月島根縣令第五十四號漁業取締規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

島根縣知事 財部實秀

第一條第一項第二號「地曳網」ノ下ニ「地漕網」ヲ、第十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第十五號以下順次繰

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

下ケ元第十五號乃至第十九號ノ「刺網」ノ上ニ「建」ヲ、第二十二號「鮎瀬張網漁業」ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ元第二十二號以下順次線下ケ仍第二十六號「菜葉漬漁業」ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

十五 囊網漁業（定置漁業ニ該當セサルモノ）

二十三 鰯打廻網漁業

二十七 ぐろ漁業

二十八 いせゑび漁業

第九條ノ二ヲ左ノ如ク改ム

本縣管内ニ於テ水産動植物ノ製造業及販賣業（小賣業ヲ除ク）ヲ營マムトスルモノハ本則ニ依リ島司郡市長ニ届出ツヘシ

第九條ノ二ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第九條ノ三 本縣管内ニ船籍港又ハ根據地ヲ有シ總噸數五噸又ハ五十石積以上ノ左ノ漁船ニ依リテ

營業セムトスルモノハ本則ニ依リ島司郡市長ニ届出ツヘシ

一 漁業ニ従事スル船舶、但シ甲板ヲ有スルモノニ限ル

二 漁獲物、處理運搬ニ従事スル船舶

第九條ノ四 前條ノ届出事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ届出ツヘシ

第十條第一項第五號「船舶ノ種類及隻數」ノ下ニ「螺旋推進器ヲ有スル漁船ニ在リテハ船名ヲモ記載スヘシ」ヲ加フ

第十三條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第十三條ノ二 第九條ノ二ニ依リ届出ツヘキ事項左ノ如シ

一 製造業ニ在リテハ營業者ノ住所氏名、主ナル製造物ノ種類

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣報第五百八號 大正十年四月一日 (第三種郵便物認可)

六〇

二 販賣業ニ在リテハ營業者ノ住所、氏名、仲買委託販賣(問屋)ノ別、取扱物品ノ種類(製品又ハ鮮魚ノ別)

第十三條ノ三 第九條ノ三ニ依リ届出ツヘキ事項左ノ如シ

一 船鑑札番號、船名、船籍港又ハ根據地、船主及營業者ノ住所、氏名又ハ名稱

二 船體及機關ノ型式

船體ハ西洋型、和洋折衷型、日本型ニ區別シ機關ハ蒸汽機關、石油發動機及瓦斯發動機ニ區別ス

三 漁業ノ種類

從漁スヘキ漁獲物ノ種類、漁獵具ノ種類、副漁具ノ設備アルモノハ其ノ種類又ハ漁獲物處理運搬等

四 船體總噸數又ハ石數、同重要寸法(長幅深)進水時ノ速力機關ノ馬力造船所及機關ノ製作所

五 船體及機關ノ建造費及建造年月日

古船體又ハ古機關購入ノモノニ在リテハ購入價格建造年月日(不詳ナルモノハ其ノ推定年月)及購入年月日

六 遠洋漁業獎勵法ニ依リ漁船獎勵金ヲ受ケタルモノ又ハ縣費補助金ヲ受ケタルモノハ其ノ年月日

第十五條第一號、第二號、第五號及第六號ヲ左ノ如ク改メ仍第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

一 但書中「竿釣及」ヲ削ル

二 別紙第二號圖ヲ別紙ノ如ク改ム

五 但書ヲ「但シ許可ヲ受ケタル海驢漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、榮蝶、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス」ニ改ム

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



アシカ漁業者への衛生面における指導

佐鎮機密第7号ノ49

1905年(明治38年)7月4日

資料概要

この資料は、日本海軍が竹島に仮設望楼を建設するにあたり、1905年(明治38年)7月4日、佐世保鎮守府司令長官から島根県知事に対して竹島のアシカ漁業者取締について照会したものの写し。

照会内容は、仮設望楼の建設に際して竹島の実地調査を行ったところ、島根県から竹島に渡航している多数の者たちが、捕獲したアシカの皮を剥ぎ肉体を海岸へ投棄し、付近の海水が黄色く濁り悪臭を放ちそれが到底耐えられるものではないこと、佐世保鎮守府としては仮設望楼の建設のために人員を竹島に在勤させなければならないが、そうした衛生上の問題があるので難しく、今後、竹島へ出漁する者に対してアシカの肉体を海岸に投棄せず、添付した別紙図面(現存しない)の方向の遠い海上に投棄するよう注意を促すものであった。

この照会を受け、同年7月22日、島根県第4部長は、隠岐島司に警察署長と協議の上で速やかに取締を行うよう通牒し(→No.18)、隠岐島司は同年7月26日、竹島のアシカ漁業者に厳重に説示した(→No.19)。

内容見本

佐鎮機密第七号ノ四九

今回其筋ノ訓令ニ依リ本府ニ於テ日本海竹島(リヤンコールド岩)營造物建設ニ着手可致然ルニ同島ニハ貴県下ヨリ毎年海豹(驢ナラン)獵ノ為メ渡航スルモノ数多有之候趣過日本府ニ於テ実地踏査セシメ候際左記ノモノノ外数十名目下在獵致居候趣同人等ノ所為ニ依レバ海豹ノ皮ヲ剥キ肉体ハ其俣同海岸ヘ投棄シ其数頗ル多クシテ漸次腐敗シ附近潮水ハ黄色ヲ呈シ一種異様ノ悪臭ヲ放チ到底当人ノ堪ヘ得ベキ所ニ無之然ルニ本府ニ於テ營造物建設ノ上ハ必要ノ人員ヲ在勤セシメ候ニ付テハ衛生上難擱候条今後出獵スルモノニ対シテハ、海岸ヘ投棄セス別紙図面ノ方向遠ク海上ニ搬棄スル様貴県ニ於テ厳達相成度又目下ノ渡航者ニ対シテハ右ノ趣至急御達相成候様致度此段及御照会候也

明治三十八年七月四日

鮫島佐世保鎮守府司令長官

松永島根県知事殿

島根県隠岐国西郷町大字西町

中井養三郎

外数十名

作成年月日	1905年(明治38年)7月4日
編著者	佐世保鎮守府司令長官
発行者	佐世保鎮守府
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

秘

伊鐘機密第七號ノ四九

今回其筋、訓令に依り本府、於て日本海中島（リヤッコールト岩）、
 營造物建設、着手可致然に全島、其貴録下より毎年海豹
 瀧ハ獵、為メ渡航スルモノ數多有之其趣過日本府、於て其地
 踏査セシメ其際尤記スル、外數十名目下在獵致居其趣向人等
 ノ所為ニ依リハ海豹ノ皮ヲ剥キ肉体ハ其儘ニ海岸、投棄シ其數
 頗ル多クシテ漸次腐敗シ附近潮水ハ黃色ヲ呈シ一種異様ノ臭
 息ヲ放テ到底當人ノ堪、得ヤキ所ニ無之然に本府、於て營造
 物建設ノ上ハ必要ノ人質ヲ在勤セシメ其付テハ衛生上難關其
 条今後出獵スルモノ、對テハ海岸、投棄セズ別紙圖面ノ方向
 遠ク海上ニ搬棄スル様貴録、於て其趣達相成度又同下ノ
 渡航者、對テハ右ノ趣至急出達相成様致度此段及古照
 會候也

島根縣史 島根

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

明治二十八年七月四日

敷島守佐保鎮守府司令長官

松永島松野知子殿

島根縣隠岐郡西郷町吉野町

中井長三郎

お勤十郎

島根縣隠岐郡

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



島根県が隠岐島司にアシカ漁業者を取り締まるよう指示

衛第706号

1905年(明治38年)7月22日

資料概要

1905年(明治38年)7月4日、佐世保鎮守府司令長官から島根県知事に対し、竹島のアシカ漁業者を取り締まるよう要請があった(→No.17)。この資料は、島根県第4部長が同年7月22日、隠岐島司に対し取締を指示したものの写し。

指示には、佐世保鎮守府司令長官からの照会が添付され、警察署長と協議の上で速やかに取締を行うこととある。

隠岐島司は、同年7月26日、当該の漁業者らに厳重に説示したことを、島根県第4部長に回答した(→No.19)。

内容見本

衛第七〇六号

竹島ニ於ケル海驢猟者取締方ノ儀ニ関シ佐世保鎮守府司令長官ヨリ別紙ノ通り照会有之候ニ付警察署長ト協議之上速ニ厳重取締方施行相成度依命此段通牒候也

明治三十八年七月二十二日

島根県第四部長

事務官佐藤孝三郎

隠岐島司 東文輔殿

作成年月日	1905年(明治38年)7月22日
編著者	島根県第四部長(佐藤孝三郎)
発行者	島根県
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

秘

衛第七〇六号

竹島、控る海疆獵者所停方、義之関之仲五保鎮守府司令
長官より別紙ノ通リ照會有之幸付敬言崇署長ノ協議上
速ニ殿堂所停方施行相成度候旨付設通燐矣也

明治二十八年七月廿二日

島根縣第四部長

事務官佐藤孝三郎

隱岐島司東文輔殿

親展

島根縣隱岐島司

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



アシカ漁業者に衛生上の指導をしたことを報告

乙衛第26号

1905年(明治38年)7月26日

資料概要

1905年(明治38年)7月4日、佐世保鎮守府司令長官から島根県知事に対し、竹島のアシカ漁業者らを取り締まるよう要望があり(→No.17)、島根県第四部長は同年7月22日付で隠岐島司に対し竹島のアシカ漁業者の取締を指示した(→No.18)。

この資料は、島根県からの指示を受けた隠岐島司が、警察署長と協議し、当該のアシカ漁業者らを召喚し厳重に説示を行ったことを島根県第四部長に同年7月26日付で報告したものの写し。

隠岐島司は、指示通りアシカ漁業者に対して説示を行ったこと、アシカ漁業者に請書の通り励行することとし、また、社員1名を竹島に派遣することにしたことを報告した。

内容見本

乙衛第二六号

本月二十二日衛第七〇六号ヲ以テ竹島ニ於ケル海驢獵者取締方ノ件御通牒之趣了承警察署トモ協議シ直チニ当業者ヲ召喚シ嚴重説示ノ上別紙請書之通将来励行スルコト、シ実地ヘハ特ニ社員壹名ヲ派遣センメ候条右ニ御承知相成度此段及回答候也

明治三十八年七月二十六日

隠岐島司 東文輔

島根県第四部長

事務官佐藤孝三郎殿

作成年月日	1905年(明治38年)7月26日
編著者	隠岐島司(東文輔)
発行者	隠岐島庁
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

秘

乙 衛 第 二 五 號

本日廿二日衛第七〇六號ヨ以テ竹島ニ於テ海驢獵者所停方ノ件
申進候ニ趣テ了テ第 敬言案第 四 者トモ候議ニ由テ、當業者ヨ召喚シ
且殿堂説示ノ上別外請書之由將來所行ニハコトシ宜地ノ特ニ
社負名ヲ派遣セシメ矣条右ニ由第 知相成度此殿及回答條也

明治二十八年七月廿六日

隱岐島司 東 文 輔

島根縣第四部長

事務官佐 晴孝三郎 殿

親展

島根縣憲政會

行政権等の行使：③許認可・産業取締（鉱業権関連）



商工省大阪鉱山監督局による竹島の燐鉱試掘願許可の公告

燐鉱試掘願許可

1939年（昭和14年）6月6日（許可） 9月19日（官報掲載）

資料概要

竹島には多数の海猫が生息しており、長年にわたって堆積した排泄物がグアノ燐鉱床を生成していると考えられ、鳥取県在住の2名から1935年（昭和10年）5月、大阪鉱山監督局に対して燐鉱試掘願が出された。これを受けた大阪燐鉱山監督局は、1936年（昭和11年）、技師を竹島に派遣して実情を調査した。

この結果を受け大阪鉱山監督局は、1939年（昭和14年）6月6日付で、鳥取県在住2名に対し燐鉱試掘願を許可した。この資料は、商工省が許可の内容について同年9月19日付の官報で公告したもの。

官報には、試掘願許可が出された申請者の情報や、鉱種、面積、鉱区の所在地、許可及び登録の月日などが記載され、鉱区所在地として隠岐国竹島及び地先水面、鉱種は燐、面積が83,800坪と記されている。

内容見本

鉱業事項 鉱業法二依り処分シタルモノ左ノ如シ（商工省）

試掘願許可 登録番号：島根二、一四三

鉱区所在地：隠岐国竹島及同地先海面

鉱種：燐

面積：八三、八〇〇坪

鉱業権者住所氏名：鳥取県（略）

許可及登録ノ月日：十四年 六月六日

作成年月日	1939年（昭和14年）9月19日
編著者	商工省
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	官報 第3813号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

官報 第三八一三號 昭和十四年九月十九日 火曜日

道庁	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
北海道	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
青森	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
岩手	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
宮城	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
秋田	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
山形	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
福島	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
茨城	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
栃木	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
群馬	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
埼玉	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
千葉	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
東京	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
神奈川	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
新潟	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
富山	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
石川	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
福井	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
山梨	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
長野	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
静岡	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
愛知	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
三重	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
滋賀	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
京都	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
大阪	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
兵庫	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
奈良	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
和歌山	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
鳥取	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考
島根	支庁	郡	町	村	面積	人口	人口密度	備考

◎鑛業事項 鑛業法ニ依リ處分シタルモノ左ノ如シ(商工省)

試掘許可

鑛區所在地	鑛種	面積	鑛業權者住所氏名	許可及登録年月日
九和山一、六四	金、銀、銅	八五二、〇〇〇	東牟婁郡色川村、小川村、高池町	十四年六月六日
富山一、一九四	金、銀、銅	七、五〇〇	下新川郡境村	六月六日
同 一、一九五	銅、鉛、鋅	一、〇〇〇、〇〇〇	婦負郡大長谷村	六月六日
同 一、二〇〇	銅、鉛、鋅	一、〇〇〇、〇〇〇	同 一、二〇〇	六月六日
三重一、四六一	同	九六、一〇〇〇	一志郡多氣村	六月六日
兵庫四、二五〇	金、銀、銅	五九、〇〇〇	養父郡南谷村、大屋村	六月六日
島根二、一四三	鐵、硫、燐	八三、八〇〇	隱岐郡竹島及同地先海面	六月六日
石川一、二九三	鐵	七五、一〇〇	鳳至郡鷺川村	六月六日
兵庫四、二五一	金、銀、銅、鐵、鋅、鉛	九五〇、九〇〇	宍粟郡奥谷村、千種村、鳥取縣八頭郡池田村	六月六日

六一九

行政権等の行使：④課税等



島根県が営業税の課目中にアシカ漁業を加える

島根県令第8号(県税賦課規則)

1906年(明治39年)3月1日

資料概要

1906年(明治39年)3月1日、島根県は、県令第8号により県税賦課規則(1901年(明治34年)県令第11号)を改正し、営業課目別の県税賦課額のうち、漁業採藻の課目の欄に「海驢漁」を追加した。

賦課額は、「年税金上り高千分ノ十五」と定められ、また、アシカ漁業者ではない者がこれを捕獲した場合も課税する旨の規定がある。

内容見本

島根県令第八号

明治三十四年三月本県令第十一号県税賦課規則中県会ノ議決ヲ経内務大臣大蔵大臣ノ許可ヲ得テ別紙ノ通改正シ明治三十九年度所属ヨリ施行ス

明治三十九年三月一日 島根県知事松永武吉

(略)

第十一条 雑種税ハ左ノ課目及課額ニ依リ之ヲ賦課ス
(略)

漁業採藻

外海ノ部

鯨漁

海驢漁 年税金上り高千分ノ十五

当該漁業者ニ非ラサルモノニ於テ捕獲シタルトキ亦本税ヲ

課ス

(略)

作成年月日	1906年(明治39年)3月1日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	島根県県令 明治39年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣

島根縣令第八號

明治三十四年三月三日 本縣令第十一號縣稅賦課規則中縣會ノ議決ヲ經内務大臣大藏大臣ノ許可ヲ得テ別紙ノ通改正シ明治三十九年度所屬ヨリ施行ス 年三月迄ヲ後期トナシ各其ノ初月一日 明治三十九年三月一日 之ヲ賦課ス 島根縣知事松永武吉

但シ松江府 那賀郡 津田町ニ係ル地租割及漁業採藻稅ハ四月一日ヲ期日トシテ一時ニ全額ヲ賦課ス

營業稅附加稅及鹽業稅附加稅ハ國稅納期初日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

二條 月稅ハ該月一日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

三條 日稅ハ納稅義務發生ノ當日ヲ期日トシテ其ノ豫定日數ニ依リ之ヲ賦課ス

四條 屠宰稅ハ豫定頭數ニ依リ其ノ届出ノ時々之ヲ賦課ス

五條 年稅ハ四月一日後ニ於テ追加ナラストキハ其ノ時々縣參事會ノ議決ヲ經テ賦課ノ期日ヲ定ム

六條 賦課期日後ニ於テ消滅シ納稅義務發生シタルモノハ其ノ當日ヲ期日トシ二期ニ分ツ

モノハ田租ニ係ル地租割ヲ除ク外各其ノ一期分其ノ他ノ年稅_{田租ニ係ル地租割ヲ含ム}及月稅ハ全額ヲ賦課ス

七條 賦課期日後ニ於テ消滅シ納稅義務消滅シ又ハ移轉變更スルモノハ其ノ時々其ノ賦課額ヲ減少

通脫稅者ヲ發見シタルトキハ其際通脫中ニ係ル稅金ヲ一時ニ賦課ス

七條 賦課期日後ニ於テ消滅シ納稅義務消滅シ又ハ移轉變更スルモノハ其ノ時々其ノ賦課額ヲ減少

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

縣稅賦課規則

第一章 總則

第一條 年稅ハ四月ヨリ九月迄ヲ前期トナシ十月ヨリ翌年三月迄ヲ後期トナシ各其ノ初月

一日ヲ期日トシ稅額ヲ二分シテ之ヲ賦課ス

但シ松江市、那賀郡濱田町ニ係ル地租割及漁業採藻稅ハ四月一日ヲ期日トシテ一時ニ全額ヲ賦課ス

營業稅附加稅及鑛業稅附加稅ハ國稅納期初日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

第二條 月稅ハ該月一日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

第三條 日稅ハ納稅義務發生ノ當日ヲ期日トシテ其ノ豫定日數ニ依リ之ヲ賦課ス

第四條 屠畜稅ハ豫定頭數ニ依リ其ノ届出ノ時々之ヲ賦課ス

第五條 年稅ハ四月一日後ニ於テ追加ヲナストキハ其ノ時々縣參事會ノ議決ヲ經テ賦課ノ期日ヲ定ム

第六條 賦課期日後ニ於テ新ニ納稅義務發生シタルモノハ其ノ當日ヲ期日トシ二期ニ分ツ

モノハ田租ニ係ル地租割ヲ除ク外各其ノ一期分其ノ他ノ年稅田租ニ係ル地租割ヲ含ム及月稅ハ全額ヲ賦課ス

逋脫稅者ヲ發見シタルトキハ其際逋脫中ニ係ル稅金ヲ一時ニ賦課ス

第七條 賦課期日後ニ於テ納稅義務消滅シ又ハ移轉變更スルコトアルモ其ノ賦課額ヲ減少セス

島 縣 課 則

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

工職、銅作絞油蠟職、綿帽子製職、西洋洗濯職、割鐵鍛冶下、堀抜井戸職、鬚髻職、家輓、吳座製職、帽製職、險石製職、印肉製職、擊劍具職、入齒師、弓矢製職、漆製職、酢杜氏、下駄挽、算盤職、藍製職、燐寸軸木製職、椎茸作職

四等 年税 金七拾錢

海松細工職、鑄掛職、線香製職、鑢目立職、綿打、製本職、煉瓦製職、骨木剝職、炭燒職、鑪炭坂、元結製職、キルク製職、造花職、貝細工職、箴製職、籐細工職、扇子扇團製職、眼鏡製職、布晒職、木櫛製職、帽直シ職、紅白粉製職、篩製職、綿線職大器械ナ用
ナルモノ、桐油合羽職、樟腦製職、土臼製職、葛水干粉製職

五等 年税 金五拾錢

紙漉職、提燈火袋製職、鏡磨職、研物職、鋸齒立職、針金細工職、竹細工職、綿打弦製職、鍛冶向打、割鐵鍛冶向打、蝙蝠傘直シ職戸々ニ付キ業ナ
爲スモノナ除ク、下駄直シ職戸々ニ付キ業ナ
爲スモノナ除ク、弓弦製職

第十一條 雜種税ハ左ノ課目及課額ニ依リ之ヲ賦課ス

料理屋	上リ高金六百圓以上	金六圓
仕出料理 <small>チナ スモノヲ包含 ス</small>	以上百圓ヲ加フル毎ニ金五拾錢ヲ增加ス	金五圓
待合茶屋	全	金四圓
遊船宿	全	金參圓五拾錢
年税	全	貳百圓以上

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

荷臺ノ縦横尺積十三坪以上	年税	金貳圓五拾錢
同 九坪以上	年税	金貳圓
同 五坪以上	年税	金壹圓五拾錢
同 五坪未滿	年税	金壹圓
猫車	年税	金五拾錢
水 僧都ノ類ハ半額トス		
挽 臼	年税一ヶニ付	金七拾錢
搗 臼	年税一ヶニ付	金參拾錢
諸機關ニ用フル水車	年税一ヶ所ニ付	金參圓
乘 馬	年税一頭ニ付	金參圓
屠 畜		
牛	一頭ニ付	金壹圓五拾錢
馬 羊 豚	一頭ニ付	金五拾錢
漁業採藻		
外海ノ部		
鯨 漁		
海 驢 漁	年税金上リ高千分ノ十五	

八 島 良 系

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

<p>當該漁業者ニ非ラサルモノニ於テ捕獲シタルトキ亦本稅ヲ課ス</p>	
鯧 漁	
一等	一側
網ヲ用フルモノ	年稅金五拾錢及上リ高千分ノ十五
二等	一人
釣ヲナスモノ	年稅金參圓
大敷網	一側
地曳網	一側
四張網	一側
方言加賀津網、五艘網ヲ包含ス	年稅金五拾錢及上リ高千分ノ十五
鯧網	一側
飯掛網	一側
一等	一側長三百尋以上
二等	一側長三百尋未滿
手繰網	
丈高網、蝸牛網ヲ包含ス	
一等	一側長七十尋以上
二等	一側長五十尋以上
	年稅金參圓五拾錢
	年稅金貳圓五拾錢
	年稅金四圓五拾錢
	年稅金參圓

行政権等の行使：④課税等



大正14年度分の官有地(竹島)使用料の徴収記録

官有物貸下料

1925年(大正14年)5月14日

資料概要

竹島の使用者(アシカ漁業者)は、島根県知事に官有地借用願を提出し、許可を取得した上で毎年使用料を支払い竹島を使用していた(P11参照)。使用料は許可願の名義人、または代理人によって国庫に納入された。この資料は、隠岐島庁が作成した諸収入の台帳(徴収元帳)に記載された、竹島の官有地使用料の徴収記録の写しである(1925年(大正14年)度分)。

台帳からは、官業及び官有財産の収入区分であり、官有物貸下料(地所使用料)の記録であることがわかり、項目には事由、金額、納入住所、氏名などの記載がある。

「事由」には、大正14年4月から15年3月までの1年分の竹島の使用料であることが記載され、金額は4円70銭、納入者は竹島漁獵合資会社代表社員の中井養三郎となっている。

内容見本

経常部

官業及官有財産収入

官有物貸下料

地所使用料

事由 竹島島嶼反別式拾参町参反参畝歩使用料自十四年四月至十五年三月一ヶ年分

告知書番号 一

収入区別 日本銀行(印)代

金額 4700 (印)

調定年月日 十四年四月三十日

納期年月日 十四年五月十三日

収入済年月日 同年五月十四日

納入住所 西郷町

氏名 竹島漁獵合資会社

代表社員

中井養三郎

作成年月日	1925年(大正14年)5月14日
編著者	隠岐島庁
発行者	隠岐島庁
収録誌	諸収入徴収元帳 隠岐島庁 自大正14年度至昭和3年度
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (竹島資料室で複製本の閲覧可能)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

納義入金
届出金
拂込

												事由		告知 番書		収入 区別		金額		納期年月日		納入住所氏名	
												竹島出島及利根検査 町奉次奉次使田料 自昭和四年一月分 至五年四月分		一		日本 銀行		四七		昭和四年四月三日 昭和五年五月三日		西御町 竹島出島及利根検査 町奉次奉次使田料 代表者 中井良三郎	
												經常部		官業 官有 財産水入		官有物賃下料		地所使用料					
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年												
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月												
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日												

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島関係資料集 (vol.1)
竹島に対する平穏かつ継続的な行政権等の行使

令和3年3月

竹島に関する資料調査及び編纂研究委員会監修

業務受託者(株式会社ストリームグラフ)作成

竹島研究・解説サイト掲載

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/takeshima/index.html>

※この資料集は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、
調査・収集及び作成したものであり、この資料集の内容は
政府の見解を表すものではありません。
